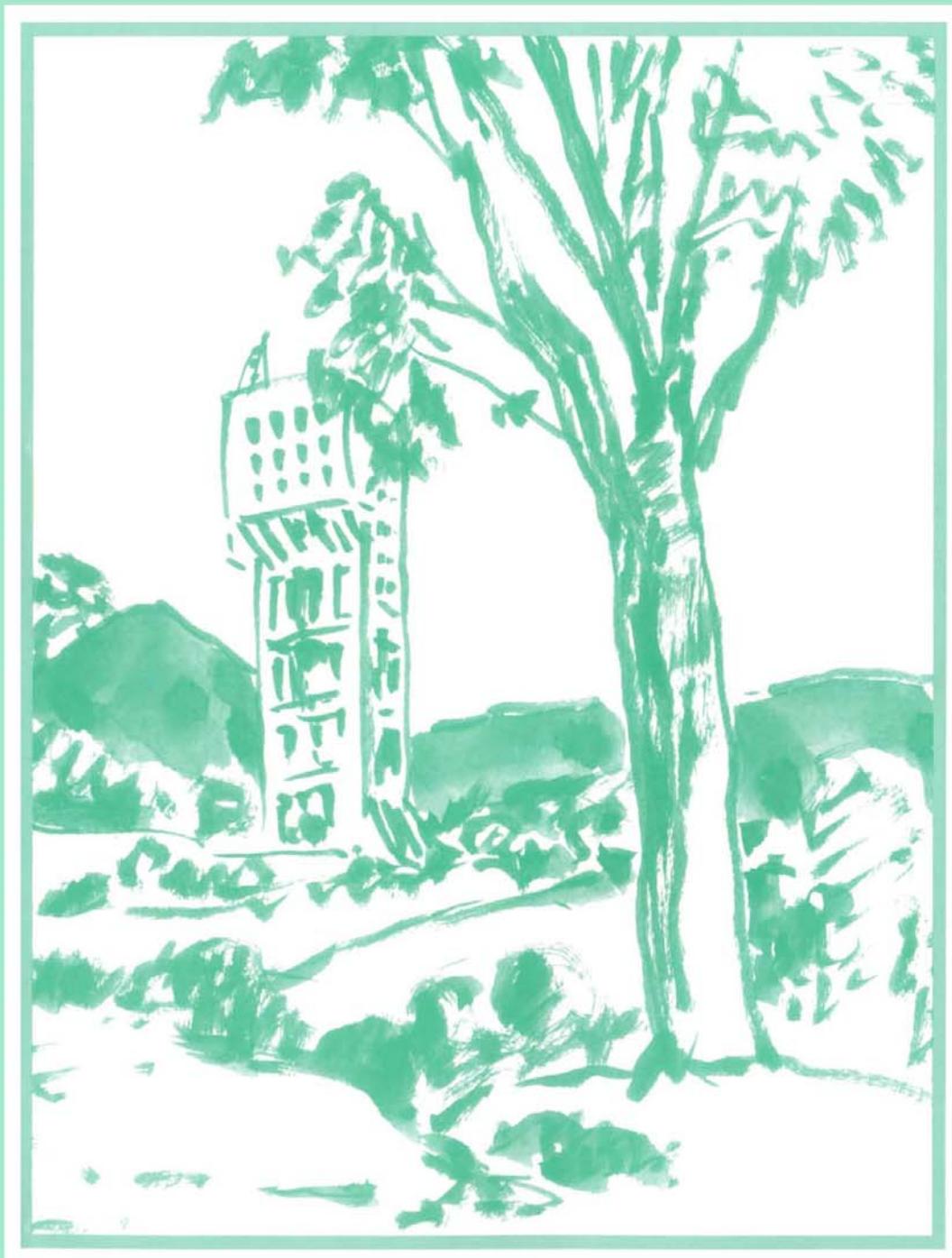


第 44 回 福岡県公民館大会



平成10年 8月20日

〈表紙〉

[しめ歴史探訪]

豎坑

志免町のシンボルといえば、ボタ山と豎坑が浮かびます。ボタ山は、石炭を掘り上げた時に出た土（ボタ）を積み上げたもので、豎坑はその石炭の出る地層まで昇降するための機械を取りつけた櫓のことです。

志免町に残る豎坑の規模は、地上54mの鉄筋コンクリート建です。地下430mまで径7mの空洞を作り、300馬力の巻上機で坑夫や石炭、資材の搬出入をしていました。一分間に120mというのんびりとしたスピードで昇降する機械は、エンドレス式といわれ、日本で唯一のものでした。また、豎坑の形を

ランディングタワー型といいますが、大牟田の三井鉱山三池炭鉱にあった四山第一豎坑が昨年爆破されたことで、タワー型のものは志免町だけになってしましました。そして、峰を残すボタ山とセットで残っているのも本町だけなのです。

豎坑は、今静寂の中に天高くそびえていますが、日本の近代化に最も貢献した歴史の跡であり、志免町や日本にとって大切な近代化遺産といえるでしょう。

表紙イラスト 鶴内 恵

第 44 回

福岡県公民館大会

主 催
福 岡 県 公 民 館 連 合 会
福 岡 県 教 育 委 員 会
志 免 町 教 育 委 員 会
糟 屋 地 区 社 会 教 育 振 興 会

目 次

第44回福岡県公民館大会に寄せて	1
第44回福岡県公民館大会開催要項	2
平成10年度公民館役職員表彰一覧	6
平成10年度優良公民館表彰一覧	14
記 念 講 演	18
分科会事例発表要旨	21
〔参 考 資 料〕	
1 「社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について」(中間まとめ)	
(平成10年3月23日) 生涯学習審議会	
2 福岡県公民館大会年表	

第44回 福岡県公民館大会に寄せて



福岡県公民館連合会会長 木下正美

本日、ここ志免町におきまして、県内各地から多数の参加を得て、第44回福岡県公民館大会がこのように盛大に開催できることは、ひとえに関係者各位の御尽力の賜であると深く感謝申し上げます。

まず始めに、私事ではありますが、永年福岡県公民館連合会の発展に寄与されました鎌水先生が今期をもって御勇退され、思いもよらず私がその後をお引き受けすることとなりました。大任に身が引き締まる思いであります、全国に先駆けて発展してきた本県公民館連合会のこれまでの歴史を引き継ぎ、さらに充実発展のため、誠心誠意努力して参りたいと考えておる次第であります。どうぞ、一層の御指導・御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

さて、昨年度は「住民とともに築く生涯学習社会と公民館」というテーマのもと、福岡市を主会場に、第48回九州地区公民館研究大会を本県で開催したところ、九州各地より2,000名の参加者を得て、盛会裡に終了することができました。ここに改めて御礼申し上げます。今年度は、昨年度の大会を引き継ぐ形で「生涯学習時代における公民館の主体性と役割を考える」というテーマを掲げ、記念講演をはじめ、多彩な事例発表に加え新たにシンポジウムを設けております。皆様方の活発な研究協議により、公民館が果たすべき新たな役割や方向を明らかにし、豊かで活力ある地域づくりのための実践に役立てていただくことを期待しております。

なお、本年3月、国の生涯学習審議会から「社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について（中間まとめ）」が公表されましたので、この（中間まとめ）を本大会資料として掲載しております。その中には国の法令、告示等による規制を廃止・緩和し、地方公共団体の主体的な行政運営に資するため、公民館等の社会教育施設の運営等の弾力化を進めることなどが提言されております。我々公民館活動に携わるものには、今後、より一層地域の特性と住民ニーズに的確に対応した社会教育行政の展開が求められるものと思われますが、皆様方と共に公民館の一層の機能の充実と活性化をめざして努力して参りたいと考えております。

終わりに、本大会の開催にあたり、御尽力をいただきました地元志免町をはじめ糟屋地区的関係者の皆様に深く感謝申し上げますとともに、御参加の皆様の御活躍と御健勝を祈念申し上げます。

第44回 福岡県公民館大会開催要項

1. 趣 旨

急激な社会変化の中で、家庭や地域は大きく変容し、それに伴い様々な課題が生じてきており、これらの課題に対応する公民館活動のあり方が問われている。また、近年、公民館だけでなく、他の施設や機関、団体等においても様々な学習機会が提供されるとともに、地方分権を推進していく見地から、社会教育施設に関する制度や社会教育指導体制の在り方など公民館をとりまく状況も大きく変わろうとしている。

そこで、県内の公民館関係者が一堂に会し、生涯学習時代における公民館の主体性と役割を求めて、日頃の実践活動及び当面する課題などについて相互理解を深め、公民館の一層の充実・発展に資する。

2. 大会テーマ

生涯学習時代における公民館の主体性と役割を考える。

3. 主 催

福岡県公民館連合会、福岡県教育委員会、志免町教育委員会、糟屋地区社会教育振興会

4. 後 援

福岡県、志免町、福岡県市長会、福岡県町村会、福岡県市町村教育委員会連絡協議会、福岡県社会教育委員連絡協議会、福岡県視聴覚教育協会、福岡県青少年問題協議会、福岡県P T A連合会、福岡県都市婦人会連絡協議会、福岡県青年団協議会、福岡県子ども会育成連合会、福岡県明るい選挙推進協議会、福岡県貯蓄推進委員会

5. 期 日

平成10年8月20日（木）

6. 会 場

志免町立町民センター（主会場）ほか

〒811-2202 糟屋郡志免町大字志免980 Tel 092-935-7100

7. 参 加 者 約1,000名

公民館職員、公民館運営審議会委員、自治（町内）公民館関係者、社会教育委員、行政関係者、公民館利用者、学校教育関係者

8. 日 程

9：15～10：00	受付
10：00～11：00	大会式典 開会のことば 福岡県公民館連合会副会長 主催者あいさつ 福岡県公民館連合会会長 福岡県教育委員会教育長
	来賓祝辞 福岡県知事 福岡県議会議長 志免町長
	表彰式
	日程説明
11：00～12：15	記念講演 演題「公民館のこれから」 ～社会教育を取り巻く環境の変化に対応するために～ 講師 政策研究大学院大学教授 文部省生涯学習局生涯学習調査官 今野雅裕 氏
12：15～12：20	次期開催地（北九州地区）代表あいさつ
12：20～13：30	昼食・移動
13：30～16：00	分科会
16：00	閉会

会場一覧

分科会場	分科会名	施設名
	第1分科会 (シンポジウム)	志免町民センター 視聴覚室 (2階)
	第2分科会	志免町生涯学習一号館 小ホール (ボランティアネットワークセンター)
	第3分科会	志免町民ふれあいセンター 健康増進室 (1階)
	第4分科会	志免町民センター 大ホール
	第5分科会	志免町民ふれあいセンター 会議室 (2階)

全体会場	施設名	志免町立町民センター 大ホール
------	-----	-----------------

9. 分科会の構成

分 科 会	討議のねらい	討 議 の 柱
1 生涯学習と公民館運営 (シンポジウム)	生涯学習時代における公民館の主体性と役割を考える	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習時代の公民館の運営について ・これからの公民館職員について
2 学社融合と公民館	青少年の健やかな成長を支援する公民館のあり方を考える	<ul style="list-style-type: none"> ・学校・家庭・地域の連携・融合方策について ・家庭・地域の教育力を高める青少年のための地域活動の展開と方策について
3 学習機会・情報の提供・相談と公民館	学習機会・学習情報提供の拠点としての公民館のあり方を考える	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な学習需要に応える学習情報の収集・提供と学習相談体制づくりについて ・現代的課題に対応する学習機会の提供やボランティア・学習グループへの支援について
4 学習・交流活動の推進と自治公民館	地域づくりをめざす自治公民館のあり方を考える	<ul style="list-style-type: none"> ・地域課題・生活課題解決のための実践活動の推進について ・高齢者の社会参加や世代間交流事業について
5 同和教育・人権教育と公民館	人権を尊重し差別のない社会づくりをめざす公民館のあり方を考える	<ul style="list-style-type: none"> ・差別のない地域社会をめざす学習活動の進め方について ・同和教育・人権教育の効果的推進を図る公民館活動について

助言者	司会者	事例発表者	記録者	会場責任者
コーディネーター 福岡県教育庁教育企画部生涯学習課 主幹社会教育主事		正平 辰男	前原市怡土公民館 主事	古賀市教育委員会 主任主事
登壇者 福岡教育大学助教授 吉井町教育委員会 生涯学習課長 福岡市博多市民センター 館長 厚地生涯学習研究所 代表		井上 豊久 熊懷 勝子 永富 新二 厚地 正寛	深江宇志夫	内村 正敏
福岡県教育庁教育 振興部義務教育課 指導主事 桑野 洋志	北九州市教育委員会 社会教育主事 村上 弘	北九州市大蔵公民館 館長 田中 陽子 浮羽町田籠公民館 館長 小林 諒二	大野城市教育委員会 主任主事 大澤 理宗	糟屋町教育委員会 主事 北脇 厚男
福岡県立社会教育 総合センター 学習相談員 熊本 作巳	福岡市教育委員会 主任社会教育主事 坂田一九夫	福岡市西花畠公民館 公民館主事 江島小夜子 犀川町中央公民館 館長 野中 五郎	玄海町教育委員会 主事 花田 哲司	宇美町教育委員会 脇本 利幸
小竹町 御徳2区公民館 館長 原 文雄	北筑後教育事務所 (杷木町教育委員会派遣) 社会教育主事 矢野 博美	朝倉町 中組自治公民館 前館長 池田 至 瀬高町上長田公民館 館長 熊川 正彰	篠栗町教育委員会 社会教育課長補佐 柳池 吉則	新宮町教育委員会 篠崎美奈子
福岡県教育庁教育 振興部同和教育課 指導班総括 仲上 健	筑豊教育事務所 同和教育室 社会教育主事 内藤 正登	金田町教育委員会 社会教育係長 田村 一人 豊前市角田公民館 館長 井上 強	須恵町教育委員会 主事 白水 婦美	久山町教育委員会 主事 森 康仁

平成10年度 公民館役職員表彰一覧

<p>公民館の役職員として、地域の公民館活動の振興に顕著な功績があったもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公立公民館職員 勤続 10年以上 ・自治（町内）公民館長・主事 勤続 5年以上 ・公民館運営審議会委員 勤続 5年以上 	 <p>ひろ せ かつ あき 広瀬勝鮮 福岡市東区 八田公民館 館長</p> <p>1 特に福祉を柱とした事業に取り組み、乳幼児を持つ母親の学習集団や高齢者、障害者を支えるボランティアの育成に努めた。 2 市の公民館長会の会長として、市の公民館活動の推進に貢献した。</p>
 <p>うし じま やす じ 牛島康治 福岡市南区 弥永公民館 館長</p> <p>1 校区人権尊重推進協議会の設立に尽力し、差別のない明るい地域づくりに多大の貢献をした。 2 多種多様なサークルの育成に努め、サークル間の交流を図った。</p>	 <p>さ さ き ゆ う こ 佐々木裕子 福岡市博多区 東吉塚公民館 主事</p> <p>1 地域のよりよい環境づくりを目指し、地域環境ウォッチング・環境マップづくりに積極的に取り組んだ。 2 ボランティア等の協力による親しまれる公民館報の編集に努めた。</p>
 <p>かわ ごえ さ ち こ 川越佐智子 福岡市東区 香住丘公民館 主事</p> <p>1 企画委員会の設置や自主学習グループの育成、活用など住民参画による活動の推進に積極的に取り組んだ。 2 地域ボランティアの育成、援助に努めた。</p>	 <p>よし だ ま ゆみ 吉田真弓 福岡市中央区 平尾公民館 主事</p> <p>1 特に家庭の教育力充実事業に力を入れ、地域ボランティア、企画委員会、親子の受講者との連携を図り事業の成果をあげた。 2 住民の転出入の激しい校区にあって住みよいまちづくりに努めた。</p>
 <p>さか い しん さく 坂井新策 福岡市東区 西戸崎公民館 館長</p> <p>1 親しみやすい公民館づくりをめざし、各種団体との連携を図ったり、地域住民の世代間交流事業に積極的に取り組んだ。 2 校区人権尊重推進組織の設立に尽力し、組織の中心的役割を果たした。</p>	 <p>きよ はら てる お 清原輝雄 福岡市中央区 笹丘公民館 館長</p> <p>1 歴史・教養講座では、学習→考察→実体験の学習体系をもとに講座を開設し、公民館の人気事業とした。 2 中央区公民館長会の会長として、市民センターとの連携に努めた。</p>

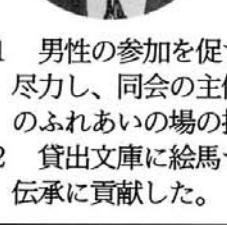
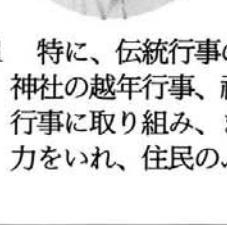
 <p>いの うえ ふ き こ 井 上 富貴子 福岡市南区 長丘公民館 主事</p> <p>1 ジュニアリーダー研修会、世代間交流を目的としたグランドゴルフ講習会等各年齢層を対象とした活動の展開に努めた。 2 人権尊重を基盤とした地域づくりに尽力した。</p>	 <p>い むら たか こ 井 村 孝 子 福岡市城南区 堤丘公民館 主事</p> <p>1 地域住民の人権意識調査に取り組み、関係諸団体との連携のもと地域ぐるみの人権啓発の推進に寄与した。 2 三世代交流囲碁教室を実施する等住民の連帯意識の高揚に尽力した。</p>
 <p>すず き やす お 鈴 木 安 夫 福岡市南区 老司公民館 主事</p> <p>1 平成8年度には、南区で最初の人権尊重を全区民によりかける“人権ステッカー”づくりや広報紙の発行など住民の人権意識の啓発に努めた。 2 幼児から高齢者まで参加できる地域体育事業に意欲的に取り組んだ。</p>	 <p>ひら の い さ お 平 野 伊三男 福岡市早良区 室見公民館 主事</p> <p>1 懸案であった校区人権尊重推進協議会が平成10年3月に結成され、その事務局として明るく住みよいまちづくりに努めた。 2 公民館が住民のふれあいと生きがいの場となるよう事業推進を図った。</p>
 <p>おお が かん じ 大 賀 寛 治 福岡市南区 弥永西公民館 館長</p> <p>1 高齢者教室、家庭教育学級をはじめ親と子のふれあいを図る親子教室、女性教室など地域に密着した公民館事業の推進に努めた。 2 校区人権尊重推進協議会の設立に尽力した。</p>	 <p>みや た とし あき 宮 田 利 明 福岡市西区 壱岐公民館 館長</p> <p>1 20年の永きにわたり同和問題解決に努め、地域における同和教育推進組織の結成に尽力するとともに、人権都市宣言と同和教育の先駆的指導者としての功績は大である。</p>
 <p>く ぼ た ひ さ え 久保田 久 恵 福岡市城南区 田島公民館 主事</p> <p>1 子どもづれの参加を促した長期の「子育て講座」、市内最初の本格的な「ボランティア入門講座」、ゴミ問題等生活課題の解決のための「生活講座」など今日的課題に対応した公民館事業に積極的に取り組んだ。</p>	 <p>み よし りつ こ 三 好 律 子 福岡市西区 今津公民館 主事</p> <p>1 「今津福祉村」や「住みよい今津をつくる会」と連携を図り、住みよい地域づくりの推進に努めた。 2 永年、女性講座等を開設し女性の社会参画事業に積極的に取り組んだ。</p>

	<p>おお ぐち ゆたか 大口 豊 大牟田市 大牟田市中央公民館 運営審議会委員</p>		<p>いし だ まさ のり 石田 勝憲 甘木市 秋月公民館 館長</p>
<p>1 永年にわたり大牟田市町内公民館連絡協議会の代表として市の公民館運営審議会委員に就任し、公立公民館と町内公民館の連携に努め、地域のコミュニティ形成に貢献した。</p>	<p>1 特に、ボランティア養成講座の開設に尽力し、受講生から秋月観光ガイドが育ち、ボランティアによるまちづくりに貢献した。 2 伝統文化の伝承・文化財保護活動等町の活性化に尽力した。</p>	 <p>え がしら しん じ 江頭信次 大牟田市 大牟田市中央公民館 運営審議会委員</p>	 <p>やま し た み ゆ き 山下美由紀 行橋市 行橋公民館 主事</p>
<p>1 永年にわたり大牟田市体育協会の代表として市の公民館運営審議会委員を勤め、生涯スポーツやレクリエーションの振興を図り、スポーツ都市宣言として住みよいまちづくりに貢献した。</p>	<p>1 他の公民館にさきがけて「女性の地位向上、男女共同参画社会」を婦人学級の学習テーマとした学習活動に取り組んだ。 2 公民館利用者による敷地内の清掃等環境美化活動に取り組んだ。</p>	 <p>まつ だ やす お 松田保夫 久留米市 久留米市中央公民館 運営審議会委員</p>	 <p>きく ち カオリ 菊地カオリ 行橋市 今川公民館 主事</p>
<p>1 女性の地位と知識の向上に尽力し、中央公民館の女性事業「レディスセミナー」の開設の礎を築いた。 2 生涯学習の場として、生涯学習センターの設置の実現に努めた。</p>	<p>1 各社会教育団体、自主学習グループ等の共催による校区文化祭を実施し、学習成果の発表の場の提供と区民の親睦を図ることに尽力した。 2 永年にわたり館長を補佐し、公民館活動の活性化に努めた。</p>	 <p>お がわ ひで お 小川秀雄 甘木市 上秋月公民館 館長</p>	 <p>た なか けい こ 田中恵子 行橋市 菱島公民館 主事</p>
<p>1 公民館だよりの発行、盆踊り大会の復活、自治公民館の相互連携を図るなど、住民がよりよく活動できる条件整備に努めた。 2 伝統文化の体験、親子読書会の育成等地域の教育力の向上に貢献した。</p>	<p>1 21世紀を担う青少年のための教育を重視し、高齢者とのふれあい、ボランティア活動、郷土の歴史学習、学校週5日制の対応事業「子ども講座」の開設等、他の公民館にさきがけて取り組んだ。</p>		

 <p>近藤二三生 篠栗町 篠栗町中央公民館 運営審議会委員</p> <p>1 町の社会教育委員、文化協会会長など歴任し、社会教育・生涯学習全般にわたる広い経験を生かし、審議会では適切な意見を述べるなど、町の公民館活動の振興・発展に寄与した。</p>	 <p>くら た じゅん じ 藏田順治 篠城町 篠城町公民館 運営審議会委員</p> <p>1 高齢者の学級講座の開設に向けて町内住民のアンケート調査を積極的に実施し、講座の内容の充実強化に努め、成果を上げた功績は大である。 2 町内公民館3館の建設に尽力した。</p>
 <p>まつ お ひろ し 松尾博司 宮田町 宮田町中央公民館 係長</p> <p>1 学習成果を発表する「公民館まつり」を設置し、学習者の学習意欲の向上に努めた。 2 町民の健康と親睦を図る生涯スポーツの推進に積極的に取り組んだ。</p>	 <p>くろ みづ まさ ひろ 黒水正博 北九州市小倉北区 妙見通公民館 館長</p> <p>1 年長者と青少年の対話の機会を設け、青少年の非行防止に尽力した。 2 公民館の利用の拡大を図るとともに、町内住民相互および近隣の住民との親睦を深める活動に取り組み、地域づくりに貢献した。</p>
 <p>はだ よし あき 秦嘉明 杷木町 杷木町公民館 館長</p> <p>1 研究指定公民館、モデル公民館事業等を積極的に取り入れ、自治公民館の意識の高揚と活動の推進を図った。 2 特に地区子ども会では中学生の会の活動の推進に努めた。</p>	 <p>ふく だ き よ じ 福田喜代次 北九州市小倉北区 木町公民館 館長</p> <p>1 地域町内会、老人会、婦人会、子ども会、消防分団等地域の団体の利用を積極的に促し、地域コミュニティの場として貢献した。 2 小倉北区の25館の自治公民館の育成に尽力した。</p>
 <p>くら かけ ちえ み 倉掛智美 夜須町 夜須町中央公民館 職員</p> <p>1 明朗にして快活、温かく町民に接し、公民館利用者の受付業務を行うなど地域住民の信望が厚い。 2 公民館の管理業務に携わり、利用しやすい施設づくりに努めた。</p>	 <p>かく む とおる 各務亨 北九州市小倉南区 吉田区公民館 館長</p> <p>1 永年にわたり、小倉南区類似公民館連合会会長として50館の類似公民館の育成・指導に尽力した。 2 毎年文化祭を行うなど住民の親睦と地域活性化に貢献した。</p>

	<p>し　みず　けんじろう 清水 健次郎 北九州市若松区 小石公民館 館長</p>		<p>いの　うえ　まさ　すみ 井上 正純 北九州市八幡東区 旭ヶ丘会館 館長</p>
<p>1 ふれあい交流事業を通し、年長者への福祉の充実を図った。 2 各種公民館活動に積極的に取り組み、明るく活力ある地域づくりに貢献した。</p>	<p>1 全住民が参加することを目的として、文化祭を毎年継続して実施し、地域文化の向上と活性化に貢献した。 2 施設の環境美化に努め、利用者に心の潤いを与えた。</p>		
	<p>ひ　の　とね　り　人 日野 舎人 北九州市若松区 南高須公民館 館長</p>		<p>なめら　いし　し　め　お 滑石 七五三夫 北九州市八幡西区 山浦公民館 館長</p>
<p>1 住民が参加する公民館活動に取り組み、住民の連帯意識の向上明るく住みよい街づくりに努めた。 2 ボランティア活動による青少年健全育成に取り組んだ。</p>	<p>1 地域の自治会活動や社会福祉協議会の活動にも積極的に協力し、また他団体とも連携協力して地域の発展に貢献した。 2 公民館を住民の生涯学習の拠点として位置づけ各種事業に取り組んだ。</p>		
	<p>とみ　まつ　おさむ 富松 修 北九州市八幡東区 梶田第5区民館 館長</p>		<p>くわ　の　けん　た 桑野 謙太 久留米市 草野校区公民館 館長</p>
<p>1 地域の福祉と文化の向上のため、公立公民館および福祉センターとの連携を図り、福祉の町づくりに貢献した。 2 青少年問題等に積極的に取り組み、区民館運営の活発化に努めた。</p>	<p>1 各団体の育成・指導にあたるとともに、団体との連携を図り、地域福祉の増進に貢献した。 2 市校区公民館連合会の副会長として公民館の振興・発展に寄与した。</p>		
	<p>おお　ば　しゅん　ぞう 大庭 春三 北九州市八幡東区 東台良公民館 館長</p>		<p>こ　が　とみ　た 古賀 富太 久留米市 高良内校区公民館 館長</p>
<p>1 運動会、盆踊りを実施し、地域住民の体育の向上とふれあいを深めることにより、明るい町づくりに成果をあげた。 2 八幡東区自治公民館協議会副会長として自治公民館の発展に尽力した。</p>	<p>1 市校区公民館連合会の広報委員会のメンバーとして、校区公民館の活動を広く市民へ広報することにより校区公民館の振興・発展に貢献した。 2 公民館活動を通し、住民のコミュニティ意識の醸成に努めた。</p>		

 <p>豊田 重次郎 とよだ じゅうじろう</p> <p>久留米市 東国分校区公民館 主事</p> <p>1 生涯学習の推進に積極的に取り組み、公民館活動を通して、住民の自治意識と連帯意識の高揚に努め、地域コミュニティの形成に貢献した功績は大である。</p>	 <p>岡 憲一郎 おか けんいちろう</p> <p>大川市 大坂井公民館 館長</p> <p>1 校区文化祭では「私の腕自慢」、「我が家」、「家庭の写真」等年度ごとにテーマを設定する等創意工夫をし出品者の増加を図った。 2 伝統行事の復活を図り、地域活性化に努めた。</p>
 <p>堀 勝彦 ほり かつひこ</p> <p>直方市 中泉校区公民館 館長</p> <p>1 隣組、子ども会、農業従事者、高齢者等を対象とした行事に積極的に取り組み、校区住民のふれあいと相互交流に尽力した。 2 校区挙げての環境浄化と交通安全運動に取り組み成果を上げた。</p>	 <p>志岐 豊 しづき ゆたか</p> <p>大川市 住吉町公民館 館長</p> <p>1 町内公民館の建設に尽力し、初代公民館長として地域の生涯学習の推進と明るく健康な地域づくりに貢献した。 2 子ども会のスポーツ活動を通して青少年の健全育成に尽力した。</p>
 <p>今村 繁樹 いまむら しげき</p> <p>飯塚市 五穀神公民館 館長</p> <p>1 町内行事として桜まつり、どんど焼、子ども山笠、盆踊り等を積極的に実施し、地域住民の連帯と融和を図った。 2 茅野地区社会体育振興会の副会長として、社会体育の振興に尽力した。</p>	 <p>今村 忠章 いまむら ただゆき</p> <p>小郡市 二森公民館 館長</p> <p>1 区民バレーボール大会やふれあい運動会を実施し、新旧住民の融和と公民館活動の活性化に努めた。 2 市自治公民館連絡協議会会長として自治公民館活動の振興に寄与した。</p>
 <p>古賀 要 こが かなめ</p> <p>大川市 浜口公民館 館長</p> <p>1 平成8年度「青壮年学習モデル地区」の指定を受け、当事業に積極的に取り組み、公民館の活性化を図った。 2 親睦と融和を深める地域活動を推進し、活気あるまちづくりに努めた。</p>	 <p>日永田 義高 ひえいだ よしたか</p> <p>筑紫野市 下見公民館 主事</p> <p>1 自治公民館活動を通して、地域づくりに尽力した。 2 市小地区公民館連絡協議会の役員として全市の自治公民館活動の推進に努めた。</p>

	<p>なら き とし ゆき 榎木 敏之</p>	<p>筑紫野市 筑紫第1公民館 主事</p>		<p>し みず じゅん いち 清水 淳一</p>	<p>大野城市 南ヶ丘II区公民館 館長</p>
	<p>こ が りゅう けい 古賀 龍溪</p>	<p>大野城市 上筒井公民館 館長</p>		<p>なか むら かず み 中村 和美</p>	<p>志免町 別府三公民館 館長</p>
	<p>たか はら やす お 高原 康夫</p>	<p>大野城市 下大利公民館 館長</p>		<p>ふじ まる きく お 藤丸 菊男</p>	<p>三橋町 高畑地区公民館 館長</p>
	<p>なか むら きよ とし 中村 清利</p>	<p>大野城市 下筒井公民館 館長</p>		<p>やま もと しゅん さく 山本 俊作</p>	<p>糸田町 鼠ヶ池公民館 副館長</p>
	<p>なか むら きよ とし 中村 清利</p>	<p>大野城市 下筒井公民館 館長</p>		<p>やま もと しゅん さく 山本 俊作</p>	<p>糸田町 鼠ヶ池公民館 副館長</p>

平成10年度福岡県公民館連合会特別表彰

感謝状

福岡県公民館連合会会長（昭和49年度～平成9年度）

鎌 水 速 太

平成10年度九州公民館連合会表彰

感謝状

九州公民館連合会会長・副会長・理事歴任（昭和49年度～平成9年度）

鎌 水 速 太

平成10年度社団法人全国公民館連合会表彰

優良公民館職員表彰

北九州市立前田公民館館長（勤続12年）

東 郷 義 信

平成10年度優良公民館表彰一覧

種別	番号	市郡名	公民館名	所 在 地	館 長 名	施
						敷地面積
公 立	1	福岡市	南小倉公民館	〒803-0864 北九州市小倉北区熊谷1丁目 26-15 ☎ (093) -582-7328	谷石喜徳	m ² 1,327
	2		青葉公民館	〒813-0025 福岡市東区青葉3丁目10-8 ☎ (092) -691-9799	上野尚志	832
	3		冷泉公民館	〒812-0026 福岡市博多区上川端6-1 ☎ (092) -281-2245	柴田有年	338
	4		野多目公民館	〒811-1347 福岡市南区野多目2丁目 18-31 ☎ (092) -565-4223	福澤文夫	495
	5		高木公民館	〒815-0004 福岡市南区高木3丁目11-7 ☎ (092) -585-1332	石田忠明	660
	6		堤丘公民館	〒814-0151 福岡市城南区堤1丁目26-18 ☎ (092) -861-4821	白石信一	611
	7		飯原公民館	〒814-0022 福岡市早良区原7丁目3-21 ☎ (092) -864-4545	竹野美緒子	619
	8		城原公民館	〒819-0054 福岡市西区上山門1丁目27-2 ☎ (092) -891-7966	西原茂人	590

設 状 況			設備の状況	特 色
建物延面積 m ²	構 造	建築年月日		
959	鉄筋 2階建	昭60.11.27	講堂 和室 集合室(2) 調理室	67クラブの支援、コミュニティ活動の支援、あんしん・あんぜんまちづくりの支援等地域に密着した活動に取り組み、地域住民の活動の拠点となっている。
281	鉄筋 2階建	昭60.4.1	講堂 学習室 和室	高齢者の生きがいづくりと地域貢献をめざした「あおば大学」は高齢者自身が企画運営する特筆すべき事業である。また福祉を柱とした地域づくりに努めている。
288	木造 モルタル 2階建	昭52.3.30	講堂 和室 会議室 談話室	人口が減少している中にあって、住民の都心部定住化をめざして、各種団体の連絡調整と連携強化を図りながら、活動の推進に努めている。
281	鉄筋 2階建	昭60.4.1	講堂 学習室 和室	特に、世代間交流事業は各団体との連携により豊富な内容で館区一体となって活動を展開し、区民の好評を得ている。また、他の継続事業も成果を挙げている。
293	鉄筋 2階建	昭61.4.1	講堂 和室 学習室	保育園児や大学生との交流を図る高齢者教室、男性料理教室、ジュニアリーダーの育成等区民のニーズに応える事業に取り組んでいる。
281	鉄筋 2階建	昭61.4.1	講堂 和室 学習室	住民の意識調査を実施し、住民のニーズに応える公民館事業の推進を図っている。三世代交流囲碁教室は学校週5日制対応事業として開設している。
280	鉄筋 2階建	昭59.4.1	講堂 和室 学習室	高齢者教育・女性教育の向上に努めるとともに子どもを取りまく問題状況を踏まえた育児セミナー・親子セミナー、小学生対象の事業に積極的に取り組んでいる。
282	鉄筋 2階建 (一部)	昭61.4.1	ホール 学習室 和室	地域の実態に応じ、シルバー大学、ふるさと学習、子ども創作、ユニークな事業として海づくり講習等幅広い活動を展開し、利用者数は高い。

種別	番号	市郡名	公民館名	所 在 地	館 長 名	施
						敷地面積
公立公民館	9	飯塚市	二瀬公民館	〒820-0067 飯塚市大字川津675-1 ☎ (0948) -22-2196	原 一久	m ² 2,695
	10	行橋市	みのしま公民館	〒824-0011 行橋市大字蓑島179-1 ☎ (09302) 2-5010	入口 寛	2,623
自治町内公民館	11	北九州市	まちこうじやく 町上津役公民館	〒806-0074 北九州市八幡西区町上津役西 3丁目2-16	太田 孝	636
	12	大川市	がたじま 潟島公民館	〒831-0045 大川市大字大野島3044	梅崎美雄	160
自治町内公民館	13	筑紫野市	てんぱいさか 天拝坂公民館	〒818-0053 筑紫野市天拝坂6丁目4-1 ☎ (092) -929-3040	秋岡宏昌	1,250
	14	大野城市	おとがなだい 乙金台公民館	〒816-0903 大野城市乙金台2-17-30 ☎ (092) -503-9793	山下祥輝	556
自治町内公民館	15	糟屋郡	篠栗町 おおせとく 大勢門区公民分館	〒811-2405 糟屋郡篠栗町大字篠栗4635-17 ☎ (092) -948-0678	立畠繁夫	318
	16	山門郡	三橋町 おきだちく 起田地区公民館	〒832-0801 山門郡三橋町大字起田220 ☎ (0944) -72-4026	木元一夫 (神社境内)	
自治町内公民館	17	田川郡	添田町 まちに 町二公民館	〒824-0602 田川郡添田町大字添田1978-1 ☎ (0947) -82-5675	坂本隆司	430

設 状 況			設備の状況	特 色
建物延面積	構 造	建築年月日		
m ² 935	鉄筋 2階建	昭46.3.31	研修室 児童室 和室・図書室・ 調理室	国際交流を中心としたボランティア活動、地元中学校との学社融合学習、企業や大学との連携事業等地域活動の拠点として公民館が大きな役割を果たしている。
370	鉄筋 2階建	昭63.4.1	大会議室 学習室 実習室 和室	老人クラブと子ども会のふれあい交流事業では、昔の遊びの伝承、校区に伝わる昔話、軽スポーツ等を実施し、思いやりのある地域づくりに取り組んでいる。
165	木 造 2階建	昭35.12.18	大ホール 和室(大) 和室(小)	芸能発表会「ゆかた会」は子どもから年長者まで幅広く参加し、舞台と観客が一体となった事業である。その他地域づくりをめざす各種事業を展開している。
109	木 造	平4.12.20	集会室 和室 調理室	地域住民の連帯と融和、豊かで住みよいまちづくりをめざし、子どもも会育成会・青壮年会等活発な地域活動を展開し、他の模範となっている。
360	鉄骨 2階建	平6.5.	大会議室 小会議室 和室 調理室	公民館運営組織が確立しており、専門部も設置されている。新興住宅地のため、レクリエーションや夏祭り等住民の交流を深める活動に取り組んでいる。
369	鉄筋 2階建	昭62.3.16	集会室(ホール) 図書室・調理室・ 保育室・和室	経験する機会の乏しい伝承行事に取り組み、子どもの健全育成と地域の交流を図っている。また「梅まつり」は地域のシンボルとなった特色ある事業である。
219	木 造 2階建	平4.12.1	ホール 広間 和室	「大勢門区民フェスティバル」は民舞・太鼓競演・サークルの作品展示・ゲーム・露店（各種団体の催し）等新旧住民が一体となって取り組んでいる事業である。
173	木 造	平1.12.20	大広間 和室・厨房	地区では特に花いっぱい運動に取り組み、育苗や花壇づくりを共同で行い地区内は四季折々の花でいっぱいである。また運動会は住民の90%が参加する行事である。
105	木平 造屋	平6.3.1	研修広間 和室・厨房	伝統文化を継承する行事、親と子のふれあいを深める事業、教養を高める学習、健康づくりのための事業等、住民のニーズに応える活動に取り組んでいる。

—記念講演—

『公民館のこれから』

—社会教育を取り巻く環境の変化に対応するために—

こんの まさひろ
今野 雅裕

政策研究大学院大学教授

文部省生涯学習局生涯学習調査官



昭和51年 — 文部省入省 大臣官房・各局
昭和58年 — 広島県教育委員会
保健体育課長
社会教育課長
総務課長
昭和61年 — 文部省
教育助成局 施設助成課 課長補佐
高等教育局 専門教育課 課長補佐
高等教育局 大学課 大学入試室長
平成3年 — 文部省 大臣官房 企画官 兼 行政事務管理室長
平成4年 — 埼玉大学大学院 政策科学研究所 助教授
平成7年 — 文部省 生涯学習局 主任社会教育官
平成10年4月 — 政策研究大学院大学 教授
文部省生涯学習局 生涯学習調査官(併任)

===== X T =====

===== × Ⓜ =====

分科会事例発表要旨

第1分科会 生涯学習と公民館運営

〔シンポジウム〕

生涯学習時代における公民館の主体性と役割を考える

討議の柱 •生涯学習時代の公民館の運営について

• これからの公民館職員について

コーディネーター 福岡県教育庁教育企画部生涯学習課 主幹社会教育主事 正 平 辰 男

発 壇 者 福岡教育大学助教授 井 上 豊 久

吉井町教育委員会 生涯学習課長 熊 懐 勝 子

福岡市博多市民センター 館長 永 富 新 二

厚地生涯学習研究所 代表 厚 地 正 寛

記録者 前原市怡土公民館 主事 深 江 宇志夫

会場責任者 古賀市教育委員会 主任主事 内 村 正 敏

—メモ—

===== × モ =====

第2分科会 学社融合と公民館

青少年の健やかな成長を支援する公民館のあり方を考える

討議の柱・学校・家庭・地域の連携・融合方策について

・家庭・地域の教育力を高める青少年のための地域活動の展開と方策について

助言者 福岡県教育庁教育振興部義務教育課 指導主事

桑野洋志

司会者 北九州市教育委員会 社会教育主事

村上弘

記録者 大野城市教育委員会 主任主事

大澤理宗

会場責任者 粕屋町教育委員会 主事

北脇厚男

大蔵尋常小学校を通しての世代間交流

北九州市立大蔵公民館 館長 田中陽子

1はじめに

(1) 公民館の概要

北九州市には、門司区9館・小倉北区10館・小倉南区14館・若松区3館・八幡東区9館・八幡西区15館・戸畠区12館の計72館（中央公民館7館・地域公民館65館）の公民館がある。

大蔵地区は八幡東区にあり、市街地にしては樹々の緑深く河内貯水池に源をなす大蔵川沿いの静かな住宅地である。

大蔵公民館は、大蔵地域商店街のすぐ横に位置し、地域団体及び地域住民の利用が大変多く又、公民館を利用するクラブも55登録されており大変活発に活動している。

平成9年度の公民館利用者数は54,801人であった。

(2) 寻常小学校

平成10年度、国庫補助事業として市教育委員会の要請により、地域公民館が運営主体となって小学校の空き教室を利用し、市内計20校で開設。

趣旨は、年長者が生きがいを持ち、学習活動や世代間交流等の活動を通して、地域社会における積極的社会参加等、健康で楽しく明るく、

いきいきと暮らすことを目指して、尋常小学校を開設する。

(3) 平成9年度に取り組んだ青少年健全育成に関する事業

小・中学生等と地域の大人が楽しくふれあいながら交流を深める中で、子ども達の健全育成を図ることを目的として事業を展開する。

- ①夏祭り おいでな祭
- ②しめ飾り作り
- ③新春ふれあいコンサート
- ④春一番百人一首

2活動の内容

(1) 大蔵尋常小学校

大蔵小学校の協力を得て、小学校舎内の一教室を尋常小学校専用として、小学校で使用している少し大きめの机やイス30組を設営して、開校の運びとなる。

募集は公民館報でお知らせし、来館または電話で受付ける。

入学式 平成10年5月13日(木)10時～

会場 大蔵小学校

定員 30名

入学資格 65才以上の地域在住の方



大蔵尋常小學校 プログラム

(平成10年度)

回数	月日・曜日	授業内容	講師
1	5月13日(水)	・入学式 ・学級長等の役決め ・教科書配付 ・基調講演	教育委員会生涯学習課 社会教育主事 村上 弘
2	5月20日(水)	・昔の教科書、今の教科書 ・運動会の取り組みについて	北九州市立大蔵小学校 校長 友綱 捷浩
3	5月24日(日)	・運動会(大蔵小運動会に出場) 旗取り、大玉送り 炭坑節	
4	6月3日(水)	・国語 其の一 懐かしのハト マメ マス	くまごろう号 主宰 本村 義雄
5	6月16日(火)	・音楽 唱歌「ふるさと」他 ・給食	元小学校長 和田 啓子 ピアノ講師 佐藤 愛
6	7月1日(水)	・体操 ・総踊り(わっしょい百万) (大蔵小児童と一緒に)	大蔵小学校 教諭 大蔵尋常小学校 級長 柳田 由子
7	7月15日(水)	・修身	元教育委員 安武 満榮
夏休み (7月16日~9月1日)			
8	8月7日(金) 出校日	・平和授業 体験談を語る	大蔵尋常小学校 在校生
9	9月2日(水)	・遠足(地理・歴史) 郷土史探訪	郷土史研究家 児玉 一夫 樺 信吾
10	9月8日(火)	・大蔵小夏休み作品展見学 ・思い出作り(文集作成)	元小学校長 永田喜久男
11	9月16日(水)	・修業式 ・通信簿	

*準備(9:30~9:40) *授業(9:40~11:25) *掃除(11:25~11:40)

現在ある大蔵小学校は、当時の尋常小学校そのままの校舎が残っており、地域の尋常小学校出身者にとって、大変懐かしく思い出深いところとなっている。

その懐しい大蔵尋常小学校そのままのネーミングでの講座を開設するということで、地域年長者の反響も大変大きく、定員を超す程の申し

込みがあった。

昔懐しい小学校の校舎で、子ども時代を思い出しながら、ハト・マメ・マス等、当時の教科書をもとに学習をする。

プログラムを組立てる中で、小学校の児童とのふれあいの場を多く作るよう考慮した。

5月の第4日曜日、小学校の運動会があり、尋常小学校新1年生として参加出来るよう、5月の第2水曜日に入学式をもっててきた。

運動会では、新1年生の旗振り行進や全校児童生徒と一緒に大玉ころがしに参加したり、余りの楽しさに参加予定のなかったフォークダンスまで飛び入り参加し、運動会がより一層盛り上がった。

又、唱歌の学習の後、学校給食を食べたり、体操の時間には、1・2年生の児童と手をつないで体操やゲームをしたり、更に尋常小学校の生徒の指導で一緒に盆踊りを踊ったり等、楽しく交流を深めた。

小学校が夏休みの間、大蔵尋常小学校も夏休みを設け、学校の出校日に合せて、8月7日に同じく登校することにした。

出校日には、平和授業が行われ、大蔵尋常小学校の生徒が当時の戦争体験談を1・2年生、3・4年生、5・6年生の3グループに分れて話をすることになった。

夏休みには作文や工作等の宿題もある。

学校の夏休み作品展では、尋常小学校のコーナーを設け、児童生徒の作品と一緒に展示をし相互の励みとなるよう考慮した。

秋の遠足は大蔵地域の郷土史を探訪し、地域の再発見や再認識しながら生徒同士の意識高揚を図る。

修業式には通信簿も準備し、雰囲気づくりを



考えながら対応するようにしている。

3 活動の成果

- この尋常小学校の講座で特に感じたことは、生涯学習（社会教育）と学校教育が一緒になって「学社連携」ができたことである。

この事業の推進を図るためにには、学校の協力なくては出来なかつたことで、まさに「開かれた学校」といえるのではないかと思う。

公民館事業と学校事業が連携することで、子どもに対して「学校の生徒」という意識より「地域の子ども」として、もっと身近な存在となり、互いに声を掛け合ったりする等、子どもの健全育成に大変効果があった。

- 学校を利用することにより、地域住民が気軽に学校に足が運べるようになり、学校理解や児童生徒達の理解の一助となった。
- 公民館と学校の情報を交換することにより、お互いの事業の理解が図れた。
- 青少年の健全育成事業に対して、公民館と青年育成団体と警察署の3者の連携により、取り組めたことの自信が今後のよりよい継続的な方向につながった。

4 おわりに

- 学社連携の中で実施する事業に対して、児童生徒の自発性・自主性をいかに引きだすことができるかが今後の課題となった。
- 公民館事業（生涯学習）については、家庭教育も含めた幅広い考え方で対応し、家庭・学校・地域社会が一体となって、連携をとりあいながら進めていく必要性を一層感じた。



「ばさら村のふれあい活動」

浮羽町 田篠公民館 館長 小林 謙二

1 浮羽町の概要

県東南部の位置にあり、大分県日田市に隣接し、耳納山と筑後川にはさまれた果樹と田園の町。田篠地区は、山間地の林業と棚田米の生産經營中心でしたが、平成3年の17・19号台風から果樹・農業・林業の低迷が続き、苦しい經營が続いています。現在は、日稼ぎ労働者が多く公民館での行事活動が難しくなっています。

町は、グリーン・ツーリズムの指定を受け農村と都市との交流活性化をめざしています。

2 浮羽町公民館と田篠地区の組織

浮羽町公民館	御幸地区公民館(28分館)
(中央公民館)	山春地区公民館(17分館)
☆町の人口・戸数 17,845人 4,738戸	大石地区公民館(18分館)
☆6小学校 1,151人	妹川地区公民館(5分館)
☆1中学校 718人	小塩地区公民館(13分館)
	新川地区公民館(8分館)
	田篠地区公民館(5分館)

田篠地区公民館	馬場・日森園・美住
(以下、田篠公民館)	中村・注連原

○世帯数 75世帯(276人)

○姫治小学校児童数 59人(新川・田篠地区)

3 青少年育成にかかる田篠公民館活動

(1) 田篠公民館の役割と青少年育成会議の組織

公民館長① 主事①・会計①	三役	青少年育成会議
各区長⑤・竹とんぼ会① 子ども会①・老人クラブ① 婦人会長①・民生委員① 青少年指導員①	小学校① 中学校① 駐在①	計17名
青年団①・体育部① 産業部①・福祉部① 文化部①・運営委員⑬ 母の会①・婦人会副会長① 消防団②・小学校PTA① 町議①・交通指導員① 農業委員①・町体指①	○内は、人数	計37名

(2) 田篠公民館の行事

田篠地区公民館の「努力目標」として

- ◎青少年の健全育成の向上
- ◎地域の活性化とふる里創り

をかかげ、次の行事計画に従って進めております。

浮羽町田篠地区公民館行事計画 と昨年の実績

月	内 容
4月	○第17回春季大運動会(地域住民・保育園・子ども会・竹とんぼ会・老人会) (来賓:小学校の先生・駐在さん 他) ※H9→233名の参加・午後9時開会 (別紙参照)
5月	○各種団体年間行事計画発表 (年計画書提出)
6月	○青少年育成会議(兼 ほたる鑑賞会) 午後6時小学校集合 (焼きそば会・ほたるのビデオ鑑賞・俳句づくり 他)
7月	○小学校・中学校(兼 地域懇談会)
8月	○子ども会、竹とんぼ会合同キャンプ (森林公園)
9月	○敬老会(兼 子ども会) ※歌や肩たたき ○諏訪神社奉納子ども相撲大会 ○ヤマメ釣り大会イベント
10月	○福祉大会と芸能の集い(保育園・子ども会・竹とんぼ会 参加)
11月	○青少年育成活動(兼 ビデオ鑑賞と社会教育指導員を交えての意見交換会)
12月	○竹とんぼ会と子ども会合同クリスマス会
1月	○年頭献血・新年会・地区館の集い (会員制)
2月	○第9回 合所ダム一周駅伝大会 (五区間)
3月	○運営委員会 ○子ども会・竹とんぼ会お別れ会

(3) 青少年育成会議の取り組み

○目 標

- ・あいさつ運動
- ・地域ぐるみのふれあい活動

○11月に青少年育成活動会議

- ・ビデオ鑑賞

- ・青少年についての意見交換会

(4) 文化部と福祉部の青少年育成活動

- ①「田籠福祉大会と芸能の集い」(H 9)

○参加者 120名

平成九年度 田籠福祉大会と芸能の集い

■日時 平成9年10月26日（日曜日）

■時間 午前9時30分より福祉大会

午後1時30分より芸能の集い

■場所 田籠公民館

《福祉大会内容》

○開会館長あいさつ ○福祉部活動報告 ○血圧測定 ○健康相談

○ビデオ鑑賞「輝かしい老い」 ○社協より福祉について

○デイサービスのしくみ ○介護用品展示説明

《芸能の集いプログラム》

- | | |
|----------------------------|-----------------------------|
| 1、小 語 三 番 <高砂・鞍馬天狗・月宮殿> | 12、カラオケ <たてがみ> |
| 2、小 学 生 <歌> | 13、カラオケ <うたかたの恋> |
| 3、保 育 園 <お遊ぎ> | 14、日 舞 <木曾路の女> |
| 4、中 学 生 <若い力> 男
<校 歌> 女 | 15、詩 吟 <菊花>
~~~~ 休憩 ~~~~ |
| 5、詩 吟 <名古屋城> | 16、カラオケ <女の日本海> |
| 6、日 舞 <トンコ節> | 17、カラオケ <手鏡> |
| 7、カラオケ <しぐれ海> | 18、詩 舞 <祝賀の詩> |
| 8、老人クラブ <バナナのたたき売り> | 19、カラオケ <お立酒> |
| 9、カラオケ <夫婦みち> | 20、カラオケ <大志> |
| 10、日 舞 <出世坂> | 21、日 舞 <越前竹舞> |
| 11、詩 舞 <山中諸生示> | |

■芸能の集い終了後、懇親会を行います。

(5) 体育部の青少年育成活動

①田籠大運動会

○参加者 223名

平成10年度 第17回田籠公民館大運動会

公民館長 小林 諒二

■主催 田籠公民館

■日時 平成10年4月19日(日) 午前9時開始

■会場 田籠公民館運動場

【雨天の場合】

※ 当日雨天の場合は、10時より公民館ホールにて、楽しい催しを行います。

- 1、ジャンケン大会 2、ビール早飲み 3、カラオケ大会
- 4、あめ喰い 5、風船わり 6、おどり 7、抽選会 8、その他

雨でも楽しめる、田籠ならではの企画が満載

◎プログラム◎

- 1、全員入場 2、開会宣言 3、大会長挨拶 4、来賓祝辞
- 5、優勝杯返還 6、競技場の注意 7、選手宣誓 8、準備体操

編みかけ は対抗競技

	競技種目	責任者	出場者
1	ジャンケン大会	体育部	全員
2	おかあさんといっしょ	母の会	園児
3	ちょっと拌借	竹とんぼ	中学生
4	八頭美人になろう	婦人会長	各地区、10名
5	田籠長縄跳び 記録に挑戦 II	地元町議	1チーム7名 チーム編成は自由
6	運がよけりや?	区長会長	地区対抗、男5名、女5名
7	道草しないで	体育部	園児、小学生
8	勇気リンリン	消防団	各グループ
9	天高く	老人クラブ	老人クラブ
10	(さあどうする)	体育部	地区対抗
11	当番さんどっち?	子ども会長	子ども会
12	輪になっていこう	青年部	青年部、OB、一般、来賓
13	おどり	婦人会副会長	婦人会
14	地区リレー	公民館長	小学生、中学生、高校生 20代、30代、40代、50代 男女混合、1チーム
15	整理体操	体育部全員	

■成績発表 ■表彰式 ■講評 ■バンザイ三唱 ■閉会のことば

★おたのしみ抽選会

午後の演芸会は、文化部の進行で行います。[カラオケを唄われる方はテープを持参ください。]
各地区よりだしものをお願いします。

②合所ダム一周駅伝大会

○参加者 400名



(6) 産業部の青少年育成活動

①やまめ釣り大会

○参加者 130名



(7) 田籠青少年育成会の青少年育成活動

①ほたる鑑賞会

○参加者 150名

ほたる鑑賞会

◆日 時 平成10年6月6日(土)

◆集合場所 午後6時

◆場 所 姫治小学校グラウンド

★雨天の場合 リ 体育館

※内容 午後6時 開会式

〃 6時15分 焼きそば定食

〃 6時50分 蛍についての説明(宝珠山村)螢保存会長 佐々木氏
アニメ、ビデオ「勇気ある螢と飛べない螢」

螢の鑑賞

巡回コース

小学校⇒沈み橋⇒堤宅前⇒野上宅前⇒県道

〃 8時40分 俳句、意見交換 (約40分)

〃 9時 解散

ほーほーほーたるこい！こっちの水はあまいよ、
あっちの水はにがいよ、ほーほーほーたるこい！

だりでんこんね！

※持参品 長靴・懐中電灯・飲み物（お茶は準備します。）

※お願い ほたる鑑賞するさいは、必ず大人もしくは
担当者が引率してください。

◆主催 新川、田籠公民館 健全育成会 姫治小学校

(8) 子ども会行事 (15名)

○毎月の定例会 ○公民館行事の参加

平成10年度 子ども会行事計画

月	内 容
4月	○定例会 ○田籠運動会参加
5月	○〃 ○空き缶拾い
6月	○〃 ○ほたる鑑賞会
7月	○〃 ○地区懇談会
8月	○〃 ○キャンプ (森林公園)
9月	○〃 ○敬老会参加 ○宮ずもう ○空き缶拾い
10月	○〃
11月	○〃
12月	○〃 ○クリスマス会
1月	○〃
2月	○〃 ○合所ダム一周 駅伝大会
3月	○〃 ○お別れ会

(9) 竹とんぼ会行事 (16名)

○毎月の定例会 ○公民館行事の参加

平成10年度 竹とんぼ会行事計画

月	内 容	《定例会話し合い内容》
4月	田籠運動会	○定例会 (毎月第3土曜日) 《田籠運動会・道路愛護への件》
5月	道路愛護(カーブミラー磨き)	○〃 《地区懇談会・道路愛護》
6月		○〃 《8月子ども会・竹とんぼ合同キャンプの班別》
7月	地区懇談会	○〃 《古紙回収の日時決定・母校清掃 等》
8月	子ども会と竹とんぼの合同キャンプ・古紙回収	○〃 《小学校運動会参加内容決定》
9月	ヤマメ釣りイベント・姫治小運動会参加	○〃 《夏休みの反省・その他》
10月		○〃 《文化祭の出し物・ボーリング大会の件》
11月	校区芸能文化祭・ボーリング大会	○〃 《クリスマス会について》
12月	クリスマス会 (子ども会と合同)	○〃
1月		○〃 《駅伝参加のための練習日時などの決定》
2月	合所ダム一周駅伝大会参加	○〃 《お別れ会についての話し合い》
3月	お別れ会 《定例会とお別れ会 (田籠公民館一泊研修会) も兼ねる》	
備考	定例会で話し合うようなことが特にない場合は、中学校からの連絡などを入れて話し合う。	

4 まとめと課題

地区館においても子どもの少子化で小学生と中学生の数が逆転してしまい活動面で難しくなりました。そのため運動会の花形である区対抗リレー男女の部も年齢別でそろわざ混合の1チームとなってしまいました。

また、最近の不況と高齢化、日雇が多くなり、行事活動に支障をきたすようになりましたが、「マンネリ化」の行事など見直しながら、年間行事計

画をもって青少年の健やかな成長を支援しながら活動して行きます。

このことは、将来、田籠地区を背負って行く子ども会・竹とんぼ会、さらには青年層の取り組みを充実し、田籠の自然を生かした企画・さまざまな経験や体験を取り入れた事業を、地区または、区が一丸となって取り組まなければならないと考えております。

第3分科会 学習機会・情報の提供・相談と公民館

学習機会・学習情報提供の拠点としての公民館のあり方を考える

- 討議の柱
- ・多様な学習需要に応える学習情報の収集・提供と学習相談体制づくりについて
 - ・現代的課題に対応する学習機会の提供やボランティア・学習グループへの支援について

助言者 福岡県立社会教育総合センター 学習相談員

熊本作巳

司会者 福岡市教育委員会 主任社会教育主事

坂田一九夫

記録者 玄海町教育委員会 主事

花田哲司

会場責任者 宇美町教育委員会

脇本利幸

「住民の学習ニーズと公民館のかかわり」

—子育てに悩む一人のお母さんのつぶやきから—

福岡市西花畠公民館 主事 江島小夜子

1 はじめに

家庭教育学級を終えたばかりの一人のお母さんが『10年前に聞けば良かった。もう手遅れや…』。こんなつぶやきが耳に飛び込んできました。しかも今初めて聞いたつぶやきではないような、以前にも何処かで、誰かが言っていたような記憶があります。

子育ては自分の子ども時代から始まっているのではないだろうか。自分がどんな環境で、どんな育てられ方をしたかによって、子育てに与える影響は計り知れないものがあるのではないだろうか……と考え込んでしまいました。

今からお母さんになる方や、2人目を思っているお母さん達と子どもの育つしきみをじっくり学ぶ講座はできないだろうか……。そんな思いから生まれた講座が「ヤングママ育児セミナー」でした。

2 開設にあたって

家庭教育学級の反省を踏まえて、企画・検討に十分時間をとりました。そのために講師選定には次のような条件を出しました。

①講座の趣旨を十分理解してくれること。

②開設するにあたってよく相談にのってくれること。

3 受講生の募集方法

公民館だよりは毎月全戸配布していますが、校区の何割の人が見ているか疑問です。そこで乳児の3ヶ月検診時に保健所に出向き、チラシ配りをしました。又、近所の公園にも出かけ若いお母さんに声をかけ、チラシを配ってまわりました。こうして平成3年から講座が始まり、今年で8年目になります。

4 ヤングママ育児セミナーのとりくみ



第3回ヤングママ育児セミナー：手づくりおもちゃ

西花畠公民館 ヤングママ育児セミナーのとりくみ

年度	学習主題	学習目標
3	夫婦でゆとりの子育て —おしみなく心の栄養を—	妊娠中あるいは、それ以前から、子育ては始まっていると共に子育ては夫婦にとって人生最大の事業であることに気付く。このセミナーは親子の心理面に主眼を置いて、子育ての意義を考える。
4	仲間と一緒に楽しく 子育て、親育て	未来に育つ子ども達にとって、乳幼児期の親子のふれあいやスキニシップがどんなに大切であるかを学び、子どもと共に親もまた成長することの大切さを学ぶ。
5	心豊かな保育をめざして	親子の心のふれあいと、ヤングママの共に育ち合う仲間づくり。
6	子どもの心豊かな成長を求めて	一緒に考え、助け合える、若いお母さんの仲間づくりと子どもの為の育児をねらいとします。
7	応援します、上手な子育て	子どもと大人のよい関係とはどんな関係でしょう。では、悪い関係とはどんな状態でしょう。それは、子どもの発達にどう影響するでしょう。子どもの育つしきみを学び、発達初期における大人の役割を考えると共に、助け合える子育ての仲間づくりをねらいとします。
8	手づくりはお母さんのやさしさ	心の豊かさとはなんでしょうか。お母さんの手づくりのものをおして、子ども達にあたたかい思いを伝えます。そして、学びあい、助けあい、ふれあえる、お母さんの仲間作りをめざします。
9	夢を、感動を、子ども達に	絵本ばなれ、読書ばなれがすすんでいます。想像力を豊かにし、考える力を養い、夢をあたえてくれる読書は子ども達の成長にたいへん重要な役割を果しています。 絵本に親しみ、やがて自分からすすんで本を手にする子ども達に育てるために、親は何をすればいいのでしょうか。絵本に親しむきっかけづくりの方法を学びます。

5 子育てサークル「ゆうゆうくらぶ」誕生

講座開設から3年を終了した時点で自主サークルが誕生し、毎年ヤングママ育児セミナー終了後の受講生を受け入れ、手づくりの子育てをみんなで知恵を出し合い、力を合わせて活動が行われています。

しかし、最初からスムースにいったわけではありません。代表者がうまく運営していくなくて相談に来ることもあります。そんな時、ひとりで悩まないで、活動はサークルみんなの問題だから、みんなでよく話し合って、とにかくよく話し合ってお互いに理解できるように場づくり、雰囲気づくりを手伝えます。そんな中から、自分達で年間プログラムを組み、月当番を決め、全員が活動に主体的に参加できるような方法が採られていました。欠席者にも活動がわかるように“ゆう



ゆうゆうくらぶ全員集合

ゆうだより”も発行されています。

6 地域の力に

開設当時、お母さんのおなかにいた子が、今年小学1年生になりました。一生懸命活動するお母さんの後ろ姿を見て育った子ですから、きっと積極的な学校生活を送ってくれるだろう……。又、

ゆうゆうくらぶの活動の中でお互いに高めあってきたお母さん達が、今度はPTA活動で、育成会活動で知恵や経験を生かしてくれるだろう……と思っています。

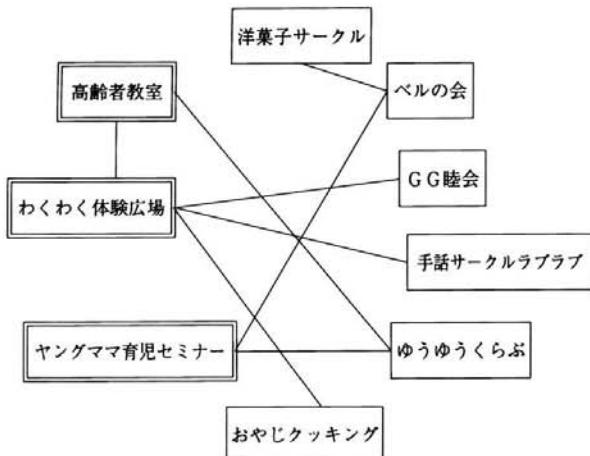
昨年から始めた「わくわく体験広場」（学校週五日制のための事業）に、ゆうゆうくらぶを巣立った子ども達が何人か参加しています。お母さんの手を離れひとりで公民館にやってくるのです。上級生や地域の人達からいろんなことを学んでいくでしょう。おなかにいる時から公民館に入りしている子がどんな大人に成長していくか楽しみです。

7 主催事業から数々のサークル誕生

- ・若いお母さんが参加できる活動→洋菓子講習会
→洋菓子サークル
- ・ボランティア活動→ボランティア入門講座→西花畠ふれあいベル（通称ベルの会）
- ・高齢者の健康づくりと仲間づくり→グラウンドゴルフ講習会→GG睦会・檜原グラウンドゴルフ同好会
- ・聴覚障害者の理解と交流→かたつむり手話教室
→手話サークルラブラブ
- ・支えあえるお母さんの仲間づくりと手づくり子育て活動→ヤングママ育児セミナー→ゆうゆうくらぶ
- ・定年後の男性の自立、協力、仲間づくり→男の料理教室→おやじクッキング

主催事業からサークルが誕生したことによって、サークルの人達に助けてもらいながら多彩な講座や活動が可能になりました。

例えば



こんな組み合わせで異世代交流やボランティア活動が自然な形で行われています。

こうして見ていきますと、地域の人々のくらしが一番良く見えているのは公民館であることはまちがいないようです。

全く目的のちがうサークル活動や教室を僅かな共通点を見つけて結び、それが生き甲斐になったり、地域づくりにつながったり、支え合う心を育んでいく要となっているように思います。

8 大きな希望を持って

西花畠小学校区は、福岡市南区の西南部に位置し、南に檜原地区、北に皿山地区と南北に細長い日本列島のような校区で、北海道の札幌あたりに公民館があり、利用者は北に偏っています。

建築後26年木造2階建て（80坪）の公民館は、平成11年3月、場所を校区の中央に移し、150坪の公民館として再出発します。移転に伴い利用者も大幅に変わることでしょう。

今年度はうまく離陸するための助走の年です。地域の人達と新しい公民館を想像しながら、どんな風に利用し、自分達の生活をどう豊かにしていくか。自分達の地域をどうしていきたいのか。26年を振り返り、公民館を語り、夢を語り、実現にむけ大きな希望を持って再スタートを切りたいと思っています。

因に、西花畠校区は世帯数4,753世帯、人口12,659人、高齢化率13.1%（平成9年12月31日）です。

過疎・高齢化の中での公民館活動の思案

犀川町中央公民館 館長 野 中 五 郎

立地条件……総面積 97.97km² 山 74.54km²

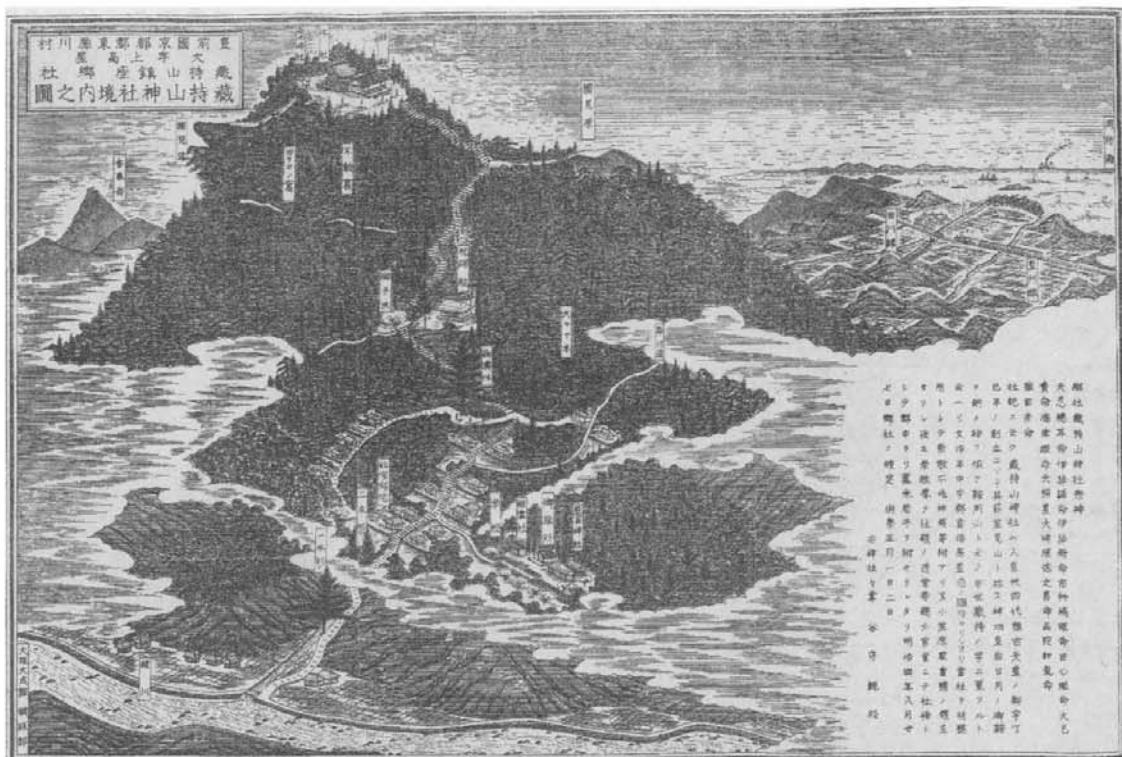
国勢調査	0～14歳	15歳～	65歳～	合計	世帯数	平均
1955	4444／34.0	7702	901／6.9	13047	2539	5.1
1975	2026／20.6	6461	1315／13.4	9802	2619	3.7
1995	1104／13.6	4945	2083／25.6	8132	2601	3.1
2015	774／13.0	3030	2159／36.2	5963	(センサス変化率)	

H 7 ●地区別・老人率

・旧犀川／23.9 　・城井／30.0 　・伊良原／37.5

●高齢単身・夫婦世帯の割合

・単身／10.8 　・夫婦／12.4



蔵持出神社境内／福岡県名所図録図絵より

1 かんがえられること、られないこと

- ・今日的課題

田舎ばなれをどうしたらなくせるか！

地域へのプラス思考の醸成

- ・自然や地域の見直し／・自然離れの解消

- ・伝統行事や史跡旧跡の伝承

- ・現代的課題

人材の掘り起こしと活用

リタイヤの意識の払拭

2 ハード面のこと

○犀川町中央公民館落成（S 61）

- ・犀川町文化協会設立

文化教室／32教室×月2回

産業文化祭（共催）、絵画展、盆栽展



親子やきもの教室

○犀川町民体育館落成式（H 7）

アリーナ／1068m²

トレーニングルーム／86m²

○犀川町総合コミュニティセンター竣工

- ・犀川町図書館落成（H 9）

一般図書館 20138冊 雜誌 115誌

児童図書 9444冊 A V 2731本

（H10. 4. 末） 新聞 12紙

*年間貸出 78913点 *蔵書 41817点

・陶芸館・木工館落成（H10）

3 やってみたこと

- ・H 9 「いきいきコミュニティふくおか事業」

○親子やきもの教室（倍参加／2コースへ）

○ふるさと探訪キャンプ

○子ども陶芸教室

△ひとづくり、むらづくりフォーラム

1 話題づくり――・夜2時間

2 笑いづくり方――・講師（毎回）

3 会の進め方――コーディネーター

4 まつりづくり――パネラー(2)

5 地域おこし――

○公民館まつり／展示・出演



公民館まつり・作品展

- ・類似公民館のアンケート

対象35区

建物／公民館17、集会所7、センター6

寺2、ナシ1

館長職8（他区長兼務）

講座開設希望14

4 いま、できること

- ① ふるさと案内人育成講座（13回）

フィールドワーク（7回）を中心に、犀川町全体を見直し、地域の史跡旧跡を学び、むらの「かたりべ」になる。

講師は町在住者で事後のサークル活動への発展を期待している。

- 事後活動…ふるさと探訪キャンプ

- ・類似公民館「出前講座」

- ・小・中学校「郷土学習」

- ② 他施設の活用

- ・コミュニティセンター（陶芸・木工館）

- ・類似公民館

5 これから、とりくみたいこと

- ① 類似公民館の活性化

- ・出前講座 講師派遣

- ② 生涯学習推進のとりくみ

- ・実態から

6 何でも相談センターに、

・青空公民館の原点を模索する

第4分科会 学習・交流活動の推進と自治公民館

地域づくりをめざす自治公民館のあり方を考える

- 討議の柱
- ・地域課題・生活課題解決のための実践活動の推進について
 - ・高齢者の社会参加や世代間交流事業について

助言者 小竹町御徳2区公民館 館長

原 文雄

司会者 北筑後教育事務所(杷木町教育委員会派遣)社会教育主事

矢野 博美

記録者 篠栗町教育委員会 社会教育課長補佐

柳池 吉則

会場責任者 新宮町教育委員会

篠崎 美奈子

自治公民館による交流の場の促進と地域づくり

朝倉町中組自治公民館 前館長 池田 至

1 朝倉町の概要

本町は福岡県の東南部、筑紫平野の東部にあたり、町域の大部分は九州一の大河筑後川中流の北岸に広がり、町の中央を大分自動車道と国道386号線が走りこれを境に北部山麓地帯と南部平坦地帯に区分される。町の面積は34.56km²で、台地から山地にかけて果樹(柿)栽培が多く、また、筑後川水系の平坦部は肥沃な水田地帯と施設園芸(博多方能ねぎ)が盛んである。

朝倉町には集落単位の43の「自治公民館」があり、中組自治公民館もその一つである。当地区は朝倉町の南部に位置し、筑後川から取水する堀川用水に沿った旧朝倉地区に存在し、人口約280人、世帯数70戸である。また、当地区は平成元年に土地区画整理が完了し、集落の周囲は肥沃な水田地帯に囲まれ、兼業農家を中心とした集落営農(共同作業等)も取り組まれている。

2 中組自治公民館の当面の課題

- (1) 地域内の世代間の交流を深める事業の推進
地域づくりに異世代間の交流が重要であり、活動の実施と活動内容の研究と工夫が必要。
- (2) 高齢者の活動促進
地域内においても高齢者が増加している中で地域内の他の団体との連携した活動の促進。

(3) 地域リーダーの育成(役員の選出)

従来から、役員の選出にあたっては年齢順による輪番制であったが、昨年度から話し合いを行い「持ち上がり制度」ができ、本年度は2年目を迎え、活動面でも飛躍と充実を図りたい。

3 中組公民館の実践活動と成果

(1) 青少年の健全育成

公民館の中に「中組クラブ」という組織をつくり、主に地域スポーツ活動を中心にいろいろな活動を続けてきている。そして、この中に中学生以上の加入を促進し、小・中学校PTAと連携しながら、廃棄物等の回収、夏まつりの世話、各種伝統行事の継承などの地域活動への参加を通して、青少年の健全育成を図っている。



(2) 地域の環境美化運動（ボランティア活動）

◆クリーン活動

本地域（下古毛地区）を構成する3つの集落を3班に分け、これに各種団体（老人クラブ・婦人会・小中学校PTA等）を月別に配分して、毎月第1日曜日の朝、地区内外の空き缶等の回収を行い美化運動に力を注いでいる。



◆花いっぱい運動

中組地域の北側に県営河川の「妙見川」が流れている。しかしながら、この川が集落からある程度離れているところから、地区内の住民はこの川の荒廃など、特に気にすることもなかった。

丁度そのころ、本町に「全町公園化育成会」の組織が発足し、その会長（町のリーダー）に地元公民館出身者が就かれ、また、同時に荒れ放題の妙見川の整備に日夜一人で精力的に取り組まれ汗をながされた。この一人のリーダーの連日の献身的な活動を見る中で、まず公民館の役員、さらに区長が続きこの活動に加わり整備作業の輪が広がった。この時点で公民館役員会で協議を進め「花いっぱい運動」をテーマに環境美化運動を展開するためにそのボランティアを募集することとなった。最初は少なかったが年々参加者が増え、今では20人程度で頑張っている。また、妙見川の草切りには、地域全世帯（70戸）が参加し、役割分担をしながら川の環境美化と美化活動に汗を流している。

人を寄せつけなかつた妙見川は、一変、今では春は「菜の花」、秋は「コスモス」が咲き誇り、人々に手招きしているように思えるまできれいになつた。そして、通りがかりの人々までもが遠回りして花を楽しんでいる姿を見かけるようになった。

また、同時に地区内を流れる「堀川」の環境美化にも拍車がかかり、その活動に広がりと深まりができた。

まだまだ、この「地域活動」としての取り組みは浅いが今後、研究を積み重ね更に充実した「花いっぱい運動」を地域ぐるみで続けていきたいと誓いあつてゐる。



◆住民全員参加による伝統行事の継承

中組クラブのメンバーが中心になり小学生・中学生・地域住民一体に呼びかけ、途絶えていた地域の伝統行事である「8月の盆踊り・1月の鬼火たき・モグラ打ちづくり等」を掘り起こし、復活させた。

4 今後の目標と課題

役員改選においては、ようやく「持ち上がり制」が誕生し、組織体制の強化がより推進でき、従来は継続事業が何一つできなかつたが、この人的（リーダーの育成・指導）改善によって各種活動の活発化と復活ができた。このことは、今後の大きな目標に向けて、地域一体となつた活動を推進する土台ができたように思える。

一方、現時点の課題として、世代間の交流の活発化がある。とりわけ高齢者と若者（成人）、高齢者と子供たちなど相互交流の場が少ない。

従つて、それぞれの団体が単独活動ではなく協調性のある活動を見いだし、地域の連帶を深めながら個性ある住みよい地域づくりを目指したい。

高齢者の社会参加や世代間交流事業の試み

瀬高町上長田公民館 館長 熊川 正彰

○はじめに

21世紀の生涯学習社会への移行をめざす社会と公民館活動のあり方を探って。

1 テーマの意味や意義

(1) 高齢者の社会参加とは

高齢者が趣味や娯楽、ボランティアなどの社会活動を通して地域の人々の学習活動を援助することによって、自らの知的・精神的・社会的な世界を広げ生きがいの意識を高めると共に、地域における人々との出会いの場を作り連帯意識や連帯感を培い地域作りに寄与する。

(2) 世代間交流とは

今日の子供たちは、物質的な豊かさや便利さなど恵まれた環境で育っている反面、様々な人々との交流が不足し、そのことが子供たちの人間関係を希薄化させていると言われている。このような現状を改善すると共に、高齢者の社会的役割を高め生きがいのある社会参加を図り、子供たちや高齢者など異なる世代間の相互理解を深め交流を促進する。

2 現在の世代間交流事業の概要

(1) 子供会と老壮部のふれあい田植え

① 実施日 平成10年6月21日(日)

② 活動のねらい

お年寄りの方から田植え（もち米苗）のことについて、いろいろ話を聞いたり一緒に田植える体験を通して、お互いにふれあいを深めると共に感謝の気持ちを表す。

③ 展開

ア 昔の田植えの様子	エ 苗運び・苗配り
イ 苗の植え方	オ 田植え
ウ 綱張り	カ 反省（茶話会）

④ 成果

○お年寄りの方から昔の田植えの様子や苗の植え方について話をしてもらったが、子供たちはうなずきながらよく聞いていた。
○田植えをしながら子供たちとお年寄りの方とのふれあい場面が多く見られ、みんな楽しく植えていた。

○稻の収穫後、餅つき会があるのでみんな楽し

みにしているようだった。

(2) 楠寿園（老人ホーム）慰問盆踊り大会

① 実施日 平成9年度8月8日(金)

② 活動のねらい

月遅れのお盆を前にして、地区の人々と楠寿園の人々が一同に会して、ゲームや盆踊りなどで楽しい一時を過ごすことによってお互いにふれあいを深める。

③ 展開（前半） ※司会～子供会育成会長

ア ゲーム（子供会、老壮部、楠寿園の人々）

イ ゲーム（子供会を中心に）～2曲

④ 展開（後半） ※司会～楠寿園職員

ア エアロビックス（全員）

イ カラオケ

○公民館から 4名（老壮部）

○楠寿園から 2名

ウ 総踊り（婦人部を中心に）

○ひみこカムバック○瀬高音頭○炭坑節

エ 公民館長及び楠寿園長挨拶

⑤ 成果

○昨年よりも中学生は多く来ていた。

○老壮部から珍しいバナナのたたき売りも出されて一層もり上がった。

○子供たちとお年寄りの人たちとのジャンケンゲームやゲートボールリレーは、大変楽しくもり上がりを見せていた。

○商店の人たちのボランティア活動（ラムネ・かき氷・金魚すくいなど提供）で、子供たちを中心にみんな大変喜んでいた。

○子供会、婦人部共に踊りの練習を事前に行っていたので、本番では大変よかったです。

○公民館代表と楠寿園代表で事前に話しを行っていたので、計画通りに運営がなされてよかったです。

(3) 子供会と老壮部のふれあい神社掃除（省略）

3 今後の展望

(1) 組織化の見直し

※生涯学習ボランティア協会（仮称）の設立

① 動機

- 私達の地区にある新船小屋温泉郷は、時代の流れと共に衰退の一途をたどり寂れて寂しい状態の中にあって、昔から胃腸病に大変効用があると言われている炭酸含有量日本一の長田鉱泉だけが昔と変わらず湧き出している現状である。そこで新船小屋温泉振興会では、活性化委員会を結成して地域活性化の起爆剤として長田鉱泉を柱に地域おこしに全力を注いだ結果、町で予算化して鉱泉を生かした温泉施設建設が内定している。
- そのような状況の中で、老壮年の3人の女性が中心になって新船小屋地区の住民に出資金の協力を呼びかけて自発的に「花の会」を結成し、地区を花いっぱいにしようとする気運が高まり、通りのあちこちのプランターに花が見られるようになってきた。
- 地区公民館の文化祭の女性の方々が、読み聞かせやブラックシアターを地区の子供会や敬老会などで実施して、お互いにふれあいを深めながら大変好評を得ている。また町内の中学校の文化祭や青少年育成行事にも出演してふれあいを深めている。また文化部の男性2人も、小学校の人材活用で国語の時間に俳句の学習に参加して子供たちとお互いにふれあいを深めている。
- これらの自発的な活動を公民館活動として組織化して社会参加や世代間交流をより促進したいと考えた。

② 協会設立のねらい

公民館の老壮部を中心にしてボランティアに賛同する人々の特技や趣味などの情報を集めて、指導者の発掘・確保を行ってボランティア協会を設立し相互理解を深め交流を促進する。

③ 組織化の提供

人材活用の窓口を地区公民館の専門部の子供

会育成部（子供会）、青少年育成部（若葉会）、婦人部などの活動や小中学校の教育活動へ求めて行きたい。

④ 活動方針

- あくまでもボランティアに賛同される人々の自発的意思を尊重すると共に老壮年の方々が、これまでの人生で得てきた知識や特技を生かして広く地区住民や特に若い世代の人々に伝えて行きたい。
 - ア 生涯に渡り生きがいのある生活と心の通う社会参加体制の確立をめざす。
 - イ 学校・家庭・地域社会の教育力を高めることに資する。
 - ウ 可能な限り継続的な活動を尊重する。

(2) 今後の展望

- ① ボランティアリストの作成
- ② 高齢者などの人材活用事業
 - ア 稲刈り、脱穀（子供会、老壮部）～10月
 - イ 餅つき（子供会、老壮部）～12月
 - ウ ほんげんぎょう（楠の会と共催）～1月（子供会、若葉会、老壮部）
 - エ ふれあい伝承遊び～8月（子供会、若葉会、老壮部）
 - オ 将棋教室～第2・第4土曜（14時～16時）
 - カ 奉仕的文化活動など
- ③ 学校教育活動への住民の立場での参加
 - ア 読み聞かせ、ブラックシアター、俳句等
 - イ 指導内容、指導方法（人・物・事）

(3) 今後の課題

- ① 人々の公民館活動への自主的参加の促進
- ② 町の人材のシルバーセンターとの関連や活動意識の醸成

○ おわりに

子供から老人まで相互の関わり合いが深まることを願って。

第5分科会 同和教育・人権教育と公民館

人権を尊重し差別のない社会づくりをめざす公民館のあり方を考える

討議の柱 ・差別のない地域社会をめざす学習活動の進め方について

・同和教育・人権教育の効果的推進を図る公民館活動について

助言者 福岡県教育庁教育振興部同和教育課 指導班総括

仲上 健

司会者 筑豊教育事務所同和教育室 社会教育主事

内藤 正登

記録者 須恵町教育委員会 主事

白水婦美

会場責任者 久山町教育委員会 主事

森 康仁

社会教育振興における同和問題・人権問題に関する事業

金田町教育委員会 社会教育係長 田村一人

人は、自ら学ぶ意欲をもって、社会の変化に対応できる能力を培い、生涯を通して、学ぶことを通して成長し、他人との関わりにおいて社会性を身に付けていく。その実現に向けて豊かな心を持つことが出来るよう、家庭と地域が一体となって、生涯学習社会の実現に向けてのあり方についての事業を進めます。

1 金田町の概要

(1) 沿革

明治22年金田村と神崎村が合併され神田村とな

り、大正5年5月27日町制を施行し、神田村を改め金田町となり今日に至っている。

(2) 位置、面積

北九州の南、田川市に北接し、下田川（方城、赤池、糸田、金田）地区の中央部に位置し、英彦山川と中元寺川の合流点にある。

東は英彦山を隔てて方城町に対し、西は日王山地を境として嘉穂郡穎田町及び庄内町に接し、南は糸田町並びに田川市に、北は、赤池町に接している。

面積は、7.58km²であり、東経130度48分、北緯33度40分に位置している。



人権発表会



人権発表会

2 活動の現状

○強調月間・人権週間の取り組み

児童・生徒に対する取り組みとして、3年前より町内の小学5年、6年、中学1年、2年、3年生を対象に、7月の同和問題啓発強調月間や、12月の人権週間に合わせて、人権ポスター、作文、標語を募集し、児童・生徒による人権発表会を毎年12月に実施している。

このねらいとしては、「いじめ」、「差別」、「人権とは何か」について自主学習する事を目的とし学校内、又、家庭内での親子間による学習として取り組みをしてもらうためである。

又、この作品等による、ポスター、標語をまとめ人権カレンダーを作成、町内全戸配布をしている。

一方、町内4ヶ所の公民館及び教育集会所を利用し、年間を通して夕方1時間から2時間程度、毎週1回から2回、中学校生徒の希望者を集め、問題集を使った自学自習の形で補充学級を実施している。

○高齢者に対する取り組み

すべての高齢者が、一人の人間として尊重され、社会の重要な構成員として、また、高齢社会を支える重要な一員として、生きがいを持って主体的に社会のあらゆる分野に参加できるよう教育、啓発を進める。併せて生涯学習社会の実現に向け、ともに生活する人間として、分け隔てなく交際できる、地域社会づくりを進めていくためにも、同和問題をはじめとして、人権問題の解決をめざす必要がある。

そこで、高齢者に対する同和問題の認識、人権問題の現状と課題をテーマとし、町が主催する生きがい健康教室の中で、(参加者約120名) 年次ごとに課題をかえて、同和問題学習会、人権問題学習会を実施している。



生きがい健康教室における同和問題学習会

○地域での活動として

昭和44年当時より、町内同和地区を対象に地区公民館や集会所、生活館などで、地元区長や公民館長などを学級責任者として、解放学級を実施してきた。当初行政主体型で取り組んでいたが、地域住民の学習に対する意欲が高まり、自主学習型の識字学級へ変わり、現在人権学級へと移行、差別のない地域社会づくり、人権教育の推進に向けて、さまざまな公民館活動に取り組んでいる。

この人権学習の成果として、青少年から高齢者まで、三世代交流を通して地域の活性化が図れるようになったと同時に、地域での活動の場においても中心的な役割を果たせるようになり、学習の成果があらわれている。

又、各学級年1回から2回の発表会の実施、社会福祉施設への慰問と、それぞれ活動を繰り広げている。

○今後の課題

同和問題の主要な課題は依然として存在する差別意識の解消、人権侵害による被害の救済等の対応及び教育、就労、産業等での格差の是正が考えられる。

社会同和教育の推進は、同和問題に対する科学的認識や人権意識の高揚を図る啓発に大きく関わっている。

生涯学習社会の実現に向け、共に生活する人間として分け隔てなく交際できる地域社会づくりを進めていくためにも同和問題をはじめとして、人権問題の解決をめざす必要がある。

同和問題の解決を本町の重要な課題として、これまで関係施策の推進に努めてきたが、依然として教育的課題が残っており、町民一人ひとりが同和問題を自分の問題として捉えられるよう事業の推進を図っていく必要がある。

人権尊重のまちづくりをめざして

豊前市角田公民館 館長 井 上 強

1はじめに

豊前市は、県の東南部に位置し、周防灘に面した人口約3万人の小規模な田園都市であります。

高齢化の状況もかなり急速に進んでおり、65歳以上の年輩方が占める割合は、本年6月1日現在で約23%となっておりますが、豊かな自然環境に恵まれていることもある農業に従事したり、レクリエーションを楽しんだり元気に過している人達を多く見かけます。

公民館につきましては、市立の公民館が中央公民館と11の地域公民館で、中央公民館に常勤の事務職員1名がいるほかは各館共に非常勤の館長と管理人の計2名で館の運営に当っております。

そのほかに、区の集会所等、公民館類似施設は多数設置されていますが、市立の公民館と連携して活動するということは、ほとんどありません。

今後ともに、益々増大するであろうところの生涯学習に対する市民の要望に応えていくことが公民館の主たる役割ではありますが、地域の特性からか、従前から続いている老人クラブ、青少年育成会議、文化協会、体協、区長会、その他の社会教育団体に対する支援につきましても、そのような各種団体から公民館は期待されており、地域社会における人間関係を良好に保ち、住民の福祉にいささかなりとも役立つならばと考えて微力ではありますができるだけ支援をするよう心がけております。

2「同和」教育・人権教育の推進について

(1) 豊前市「同和」教育推進協議会

県内の各自治体には、どこも同じような組織があると思いますが、この協議会は、部落解放のための教育活動を推進するために、昭和47年に結成された団体で、行政部会、社会教育部会及び学校教育部会の3部会から成っており市内の各種機関・団体等から151名の委員がでております。

各公民館長は、社会教育部会に属しており、中央公民館長がこの部の会長になる慣例となっております。また、公民館単位で支部が置かれており、各館長はその事務局を担当しております。

(2) 公民館活動について

ア. 基本的な活動方針について

中央公民館を除く地域の各公民館は、市同推協の支部事務局担当者として、年度の初めに支部総会を計画しますが、この総会に向けて、行政、教育委員会、同推協、同推協支部長、学校及び公民館の担当者による6者会を開いて、その年度における基本的な活動方針について協議をします。この方針に基づいて、その年度の支部運営計画案を作成し総会にかけることになります。本年度は他の行事等の関係で、原稿を作成した時点ではまだ総会を終えておりませんでしたので、角田支部の昨年度の基本方針では、

①人権のまちづくりをめざして、「同和」問題その他の人権問題に取り組み、地域社会における人権意識の高揚を図る。

②いじめ問題を地域の重要課題とする。

いじめは差別意識や個人の人格無視に由来するところの人権侵害であるという認識をもって、1昨年4月、当地域において発生したような、あってはならない痛ましい出来事が再び起ることのないよう、角田中校区いじめ対策協議会、青少年育成会議、その他の社会教育団体と連携して、いじめ問題への対応に努める、ということをあげております。

いじめの問題を特にとりあげましたのは、新聞報道等でご記憶してあるかと思いますが、平成7年4月に角田地区の角田中学2年生の男子生徒が、しつような「いじめ」に抗議して自殺するということがあったからです。このことについては、後でも少し詳しく説明することにします。

イ. 地域学習会について

地域学習会は、それぞれの地域公民館が同推協支部の方針を踏まえて、あらかじめ区長会等と協議して決めた課題をもって、地域内の各区集会所において、「同和」教育推進教員、市役所担当者、公民館長等が問題提起者、助言者等として出前の学習を行っております。昨年度は、角田地区では、9つの区集会所等へ出かけておりますが、これは

少ない方で、他の公民館で、多いところでは、23か所の区集会所等で学習会を開いており、その他に、婦人サークルの人権学習を5回に亘って実施している館もあります。

ウ. いじめ問題への対応について

先に一寸触れました角田中学2年の男子生徒の「いじめ」による自殺という出来事につきましては、関係者のプライバシーということがありますので、新聞報道等で公表された事実関係以上に立ち入ることは避けたいと思います。

平成7年4月16日、その生徒は「いじめ」に抗議して自らの生命を絶つという遺書を残して自宅の自分の部屋で自殺をしております。遺書には、「おれは死にます。これは自殺じゃない。他殺だ」という悲痛な叫びも記されており、自殺を決意するに至るまでの、しつような上級生や同級生のいじめの実態等が記されていたとのことであります。

この事件発生後、市の教育委員会や角田中学校は事件そのものへの対応や再発防止の方策を模索し続けていました。その後、同年6月初めに至り、中学校側から、いじめ問題の解決には学校や保護者だけでは対応できないことが多く、地域の人達の協力を是非ともお願いしたいということで、学校側からは地域内小・中学校（3校）の代表、中学校PTA会長、地域から区長会長、青少年育成会議支部長、公民館長等が集まり、協議の上、同月10日付で、「角田中学校区いじめ問題対策会議」を発足させ、委員には、学校代表、PTA会長、区長会長、民生児童委員、人権擁護委員、公民館長等46名がなっております。この協議会は、いじめの再発防止が目的ではありますが、次のような活動を地域ぐるみで行うことにしています。

- ①角田中学校区の児童・生徒に関する情報交換並びに指導
- ②角田中学校区の諸問題に関する情報交換並びに指導
- ③その他研修等、必要事項

その後、この協議会は2箇月に1回程度開かれ、

学校の状況や地域からの意見の交換が行われております、昨年からは会議は4半期に1回程度となりましたが同じ回数の公開授業が行われ、委員のほとんど全員が授業参観に訪れております。角田中学校につきましては、生徒会の人権委員会活動等もあり、最近では、ずい分明るさを取りもどしたように感じられます。

学校に事務局を置くこの協議会のほかに、角田地区の住民としても何かできないかという声がありましたので、公民館の同推協角田支部、青少年育成市民会議、体協その他の社会教育団体の代表に集っていただき、協議しました結果、いじめ防止に特効的な対策は見つからない、学校に対する直接的な介入は望ましくない、従って、間接的で効果の程はあまり期待できないかも知れないが、子供達が心を開いて気易く気持ちを話してくれるような「ふれあい」行事をしようということになり、7年度は「ふれあい歩こう会」、8・9年度は「ふれあいグラウンド大会」を秋の初めに実施しております。毎回の参加者はおおよそ、子供50名、大人70名程度であり、異世代における親睦、理解の増進に役立っているのではないかと思います。これ等の行事については、公民館は計画から実施までの全段階で主管的な役割を担当しております。今年も同じような行事をすることになると思います。

3 人権のまちづくりについて

豊前市では、昨年9月に「人権のまちづくり委員会」が発足しました。委員長は市長で、市内の各種機関及び団体から151名の委員がでております。

今後は、「同和」教育の実績等も踏まえた、「同和」問題を始め、あらゆる人権問題への全市あげての総合的な取り組みが進み、日常の市民生活の中でもお互いに人権を尊重し合う住みよい豊前市になるよう明るい展望をもって、委員の一人としても微力ながら努めたいと思っております。

— × —

参 考 資 料

1. 「社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について」(中間まとめ)
(平成10年3月23日) 生涯学習審議会
2. 福岡県公民館大会年表

社会の変化に対応した今後の社会教育行政 の在り方について（中間まとめ）

平成10年3月23日

生涯学習審議会

社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について（中間まとめ）
(生涯学習審議会)

はじめに	1
第1章 社会教育行政の現状	2
1 社会教育法等の制定と改正の経緯	2
2 社会教育行政の組織と運営	3
第2章 社会教育行政を巡る新たな状況と今後の方向	5
1 地域住民の多様化・高度化する学習ニーズへの対応	5
2 生涯学習社会の構築に向けた社会教育行政	6
3 地域社会及び家庭の変化への対応	7
4 地方分権・規制緩和の推進	8
5 民間の諸活動の活発化への対応	9
第3章 社会教育行政の今後の展開	10
第1節 地方分権と住民参加の推進	10
1 地方公共団体の自主的な取組の促進	10
2 社会教育行政における住民参加の推進	13
3 国・都道府県・市町村の取組	14
第2節 地域の特性に応じた社会教育行政の展開	16
1 教育委員会における社会教育行政推進体制の強化	16
2 地域づくりと社会教育行政の取組	18

第3節 生涯学習社会におけるネットワーク型行政の推進	20
1 ネットワーク型行政の必要性	20
2 学校との連携	21
3 民間の諸活動との連携	22
4 首長部局等との連携	23
5 生涯学習施設間の連携	24
6 市町村の広域的連携	24
第4節 学習支援サービスの多様化	26
1 情報化時代の通信教育の在り方	26
2 学習成果を評価するための技能審査の在り方	26
3 マルチメディアの活用	27
4 青年学級振興法の廃止	28

[参考資料]

1 質問文	30
2 生涯学習審議会第42回総会における質問に関する 文部大臣説明	31
3 生涯学習審議会第42回総会における質問に関する 生涯学習局長補足説明（抄）	33
4 生涯学習審議会審議経過	34
5 生涯学習審議会委員名簿	35

はじめに

我が国の社会教育行政は、社会教育法などをはじめとする社会教育関係法令が、戦後間もなく制定されて以来、地域における学習活動の基盤である公民館、図書館、博物館等の社会教育施設の充実や社会教育指導体制の整備など、着実に進展してきた。

こうした中で、社会教育行政は制度発足以来50年近くを迎えるとしているが、今日、社会の変化に伴う人々の多様化・高度化する学習ニーズや生涯学習社会の進展等の新たな状況に対応した社会教育の推進が求められている。また、地方分権を推進していく見地から、社会教育施設に関する制度や社会教育指導体制の在り方など、社会教育行政について、種々の指摘がなされている。

このような状況を踏まえ、社会教育関係法令の見直しを含め、地方公共団体の自主性を一層生かした今後の社会教育行政の在り方について検討するとともに、これに関連して、社会の変化に対応した今後の社会教育の推進のための具体的方策についても検討する必要がある。

こうした背景の下に 本審議会は、平成9年6月16日、文部大臣から「社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について」諮問を受け、具体的な検討項目として、次の3つの項目が示された。

- ① 今後の社会教育施設の運営体制の在り方
- ② 今後の社会教育指導体制の在り方
- ③ その他、社会の変化に対応した今後の社会教育推進上の課題

上記諮問事項について、社会教育分科審議会が付託を受け、平成9年6月から審議を進めてきた。本諮問事項については、地方分権推進計画の策定など今後の政府全体の地方分権推進のスケジュールを踏まえ、上記①、②を中心に審議を重ね、このたび中間とりまとめを行った。今回、十分に審議がつくされていない事柄については、引き続き審議を進めいくこととした。

なお、検討に当たっては、地方公共団体、社会教育関係団体からのヒアリングを行い、できるだけ多くの関係者の意見も参考にするよう努めた。

第1章 社会教育行政の現状

1 社会教育法等の制定と改正の経緯

我が国の社会教育行政は、戦後間もなく制定された社会教育法、図書館法、博物館法、青年学級振興法等の社会教育関係法令に加え、学校教育、社会教育を通じ、生涯学習の振興を目的とした生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律等に則って行われている。その特徴としては、住民の自主的な社会教育活動を尊重し、行政の役割は主としてそれを奨励、援助すること、また、社会教育施設の運営に当たっては住民参加の考えが取り入れられていることなどがあげられる。

昭和24年6月に社会教育法が制定され、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務、地方公共団体（都道府県及び市町村の教育委員会）の社会教育に関する事務、社会教育関係団体、社会教育委員、公民館、学校施設の利用、社会通信教育など社会教育全般にわたって規定が整備された。その後、昭和25年4月に図書館法が、昭和26年12月に博物館法が制定され、その目的、事業、職員、国の補助などについて定められた。博物館法においては、行政が奨励、援助する対象を明らかにするため、博物館の登録制度が設けられた。また、青年学級については、その全国的な普及に伴い、国及び地方公共団体の援助が求められたことから、昭和28年8月に青年学級振興法が制定された。そして昭和59年に設置された臨時教育審議会における数次にわたる答申等を受けて、平成2年6月に広く学校教育、社会教育及び文化の振興を視野に入れた生涯学習の振興を目的として、生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（以下、「生涯学習振興法」という。）が制定された。社会教育法は、制定後、数回にわたり一部改正が行われた。大きな改正としては、昭和26年3月における社会教育主事等社会教育関係職員の充実を期するための規定の追加と、昭和34年4月における社会教育関係団体に対する補助金支出禁止規定の削除などがある。また、博物館法については、昭和30年7月に学芸員の資格認定制度の導入及び博物館相当施設の指定制度などを追加する改正が行われた。

こうした法律の整備と並んで、臨時教育審議会、中央教育審議会、社会教育審議会、生涯学習審議会等において、社会教育に関する様々な答申及び建議が行われ、それぞれの時期における施策推進上の指針として重要な役割を果たしてきた。中でも、昭和46年4月の社会教育審議会答申「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について」は、社会的条件の変化によってもたらされている社会教育の課題を踏まえ、社会教育の内容、方法、団体、施設、指導者の各項目について、社会教育が担うべき役割とその基本的な方向を指摘するとともに、社会教育行政の役割と当面する重点事項について提言し、その後

の社会教育行政に大きな影響を与えた。

社会教育法等に規定されている社会教育行政の特徴としては、住民の自主的な社会教育活動を尊重しつつ、行政の役割は主としてそれを奨励、援助することにあるとしていること、また、特に社会教育施設の運営に当たっては住民参加の考え方を取り入れられていることなどがあげられる。

2 社会教育行政の組織と運営

地方公共団体の社会教育行政は、教育委員会が所管しており、その事務局に社会教育を担当する課等が設置されるとともに、社会教育主事等の社会教育関係職員が置かれている。また、教育委員会は公民館、図書館、博物館等の社会教育施設を設置・管理し、それらの施設には、館長その他の職員が置かれるとともに、その運営に関する審議会・協議会等が置かれ、その運営に住民の意思が反映されることとされている。

社会教育における中立性の確保は極めて重要であり、その行政の執行に当たっても、特定の党派的、宗派的影響力から中立性を確保する必要がある。このような趣旨から、社会教育行政は、地方公共団体において首長から独立した行政委員会である教育委員会が所管している。教育委員会の事務局には、社会教育の担当課等が置かれているが、その態様は、例えば、社会教育課という一つの課を設けている地方公共団体や、生涯学習課の中に社会教育係を設けている地方公共団体など様々である。

社会教育法第9条の2の規定により、教育委員会の事務局に、社会教育主事を置き（1万人未満の町村は設置義務が猶予されている。）、社会教育主事補を置くことができる正されている。社会教育主事の職務は、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与えることであり、社会教育主事補の職務は、社会教育主事の職務を助けることである。また、市町村における社会教育行政体制の充実強化を図るため、都道府県教育委員会が市町村教育委員会の求めに応じて、社会教育主事を派遣する制度が定着しているところである。社会教育主事の設置率（派遣社会教育主事を含む。）は、平成8年10月1日現在、都道府県においては100%、市町村においては約91%となっている。社会教育主事は、社会教育行政の中で重要な役割を担っており、生涯学習が盛んになるにつれて、ますますその役割は大きくなっている。

また、同法第15条第1項の規定により、地方公共団体に、社会教育委員を置くことができると正されている。社会教育委員は、独任制の機関であり、その職務は、社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言するために、社会教育に関する諸計画を立案したり、会議を開いて教育委員会の諮問に応じて意見を述べたりするほかに、教育委員会の会議に出

席して社会教育に関し意見を述べることなどができる。社会教育委員の設置率は、平成8年10月1日現在、都道府県においては100%、市町村においては約99%となっている。しかし、社会教育委員制度は、一部例外はあるものの、その運用が活発に行われているとはいえないのが現状である。

教育委員会は、公民館（市町村のみ）、図書館、博物館等の社会教育施設を設置・管理している。公民館においては、その職員として館長、主事等が置かれ、館長の諮問に応じて公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議する機関として、公民館運営審議会が置かれている。図書館には館長、司書等が、博物館には館長、学芸員等が置かれるとともに、施設運営に住民の意思を反映させることを趣旨として、図書館協議会、博物館協議会が置かれている。社会教育施設数は、平成8年10月1日現在、公民館が1万7,819館、図書館が2,396館、博物館（博物館相当施設を含む。）が985館、青少年教育施設が1,319施設、婦人教育施設が225施設などとなっている。

平成7年度間の施設の利用状況（延べ数）をみると、公民館においては、団体利用が約199万団体、約1億8,442万人、個人利用が約2,302万人であり、図書館においては、帶出者数が約1億2,001万人であり、博物館においては、入館者数が約1億2,407万人である。近年、ボランティアの活動が社会教育施設の運営において重要になってきている。ボランティアの活動状況（延べ人数）をみると、公民館が約138万人、図書館が約26万人、博物館が約11万人、青少年教育施設が約14万人、婦人教育施設が約6万人などとなっている。

また、生涯学習の振興に関する審議機関としては、生涯学習振興法第10条の規定により、文部省に生涯学習審議会が設置され、その分科会として社会教育分科審議会が置かれている。都道府県については、同法第11条の規定により、都道府県生涯学習審議会を置くことができるとされており、平成9年4月1日現在、33都道府県において設置されている。

第2章 社会教育行政を巡る新たな状況と今後の方向

1 地域住民の多様化・高度化する学習ニーズへの対応

戦後の著しい経済発展等がもたらした人々のライフスタイルの変化、価値観の多様化、高学歴化の進展、自由時間の増大の中、人々は、物心両面の豊かさを求め、高度で多様な学習機会の充実を求めている。社会教育行政が、このような人々の多様化・高度化する学習ニーズに的確に対応するためには、様々な方法により豊かな内容の学習機会を確保するとともに、学習情報の提供等を通じて、住民の自主的な学習活動を支援・促進する役割を果たしていく必要がある。

戦後の著しい経済発展、科学技術の高度化、情報化、高学歴化、少子高齢化等が進む中、人々のライフスタイルの変化や価値観の多様化がみられる。人々の生活水準は向上し、自由時間も増大している。人々は物質的な面での豊かさに加え、精神的な面での豊かさを求め、生涯を通じて健康で生きがいのある人生を過ごすことや自己実現などを求めている。このような状況の中で人々は、高度で多様な学習機会を求めるようになってきている。また、近年、産業構造が急激に変化しており、継続的に知識・技術を習得することが必要になるとともに、転職等人材の流動化も高まり、リカレント教育の必要性とその充実が一層強く求められている。さらに、単に学習するだけではなく、その学習成果を地域社会の発展やボランティア活動等に生かしたいと考える人も多くなってきている。

戦後の社会教育行政は、初期における勤労青少年に対する教育機能、地域住民に対する生活文化や教養の向上、女性の地位向上と社会参加の促進、高齢者に対する生きがいづくりなどを中心的な目的においていた社会教育を展開してきた。例えば、市町村にあっては、公民館を中心として学級・講座等の事業を実施し、学習グループの育成等に努めてきた。しかしながら、前述したような学習ニーズの多様化・高度化の中で、公民館における学級・講座等、行政が自ら提供する学習機会だけでは、住民の学習ニーズに十分には対応することができなくなっている。今後の社会教育行政は、このような多様化・高度化する学習ニーズに的確に対応するため、大学等高等教育機関や民間教育事業者、企業の人材や学習資源を活用しながら豊かな学習機会の確保に努めるとともに、学習情報の提供等を通じて、住民自身の学習意欲と自由な創意・工夫を生かした学習活動を支援し、促進する視点を重視すべきである。

2 生涯学習社会の構築に向けた社会教育行政

学歴社会の弊害の是正、社会の成熟化に伴う学習需要の増大、社会・経済の変化に対応するための学習の必要性の観点から、生涯学習社会の構築に向けて教育改革の努力が進められている。社会教育はその中で重要な位置を占めており、社会教育行政は、生涯学習社会の構築に向けて中核的な役割を果たさなければならない。今後の社会教育行政は、学校教育をはじめ、首長部局、民間の活動等との幅広い連携の下に、人々の生涯にわたる自主的な学習活動の支援に努めていかなければならない。

学歴社会の弊害の是正、社会の成熟化に伴う学習需要の増大や、社会・経済の変化に対応するための生涯学習の必要性の観点から、昭和60年6月の臨時教育審議会答申「教育改革に関する第一次答申」において、学校中心の考え方から脱却して、生涯学習体系への移行が提言された。また、平成4年7月の生涯学習審議会答申「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」は、基本的考え方として、今後、人々が、生涯のいつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価されるような生涯学習社会の構築を目指すべきであるとした。

生涯学習活動は、広範な領域において行われており、社会教育活動の中で行われるものに限定されるものではないが、社会教育活動は、幼児期から高齢期までの生涯にわたり行われる体育、レクリエーションまでをも含む幅広い活動であり、社会教育活動の中で行われる学習活動が生涯学習活動の中心的な位置を占めるといえる。このような観点から、社会教育行政は、生涯学習社会の構築を目指して、その中核的な役割を果たしていかなければならない。

これからの社会教育行政は、幼児期から高齢期までのそれぞれのライフサイクルにおける学習活動へ対応することを基本として、生涯学習社会の構築に重要な役割を果たさなければならない。今日、住民の行う学習活動は広範多岐にわたって行われていることから、教育委員会の社会教育行政だけでは住民の学習ニーズに対応する施策の推進が困難となってきた。このため、文部省においては他省庁及び民間の活動と、教育委員会の社会教育部局においては学校教育部局、首長部局及び民間の活動などと連携しつつ、幅広い視野に立って社会教育行政を展開することが不可欠となっている。

3 地域社会及び家庭の変化への対応

地域社会や家庭の環境が変化し、住民の地域社会の一員としての意識や連帯感が希薄化とともに、家庭の教育力も低下している。完全学校週5日制への移行、学校のスリム化に伴い、青少年に対する社会教育の責任は一層重要なものとなっており、社会教育行政は、地域社会の活性化と地域の教育力向上に取り組むとともに、家庭の教育力の充実に資する施策の推進が必要となっている。

都市化、核家族化、少子化の進展や産業構造の変化等に伴い、地域社会や家庭の環境が大きく変化した。住民の地域社会の一員としての意識や連帯感も希薄化してきていることに伴い、地縁的なつながりの希薄化の中で、家庭の孤立化も進んでいる。

親が子どもに対して行う家庭教育については、本来、親の責任と判断において、それぞれの親の価値観やライフスタイルに基づいて行われるものである。今日、家庭を取り巻く環境が大きく変化する中で、多くの親が子どものしつけや教育に対する悩みや不安を抱えており、育児に対する自信喪失とともに、本来家庭において行うべき教育を学校等の外部機関に委ねる傾向が見られるなど、家庭の教育力が次第に低下してきている。このような低下した家庭の教育力を回復していくためには、行政は積極的に家庭教育に対する支援を充実していくことが強く求められている。学校、家庭、地域社会が連携し、これらのバランスのとれた教育の推進を図るため、完全学校週5日制への移行や学校のスリム化が進められる中、青少年に対する社会教育の責任は一層重要なものとなってくる。地域と家庭の教育力の向上を図りつつ、青少年の健全な育成に地域全体で取り組んでいく必要がある。

地域の教育力の活性化のためには、地域社会自体が活性化されていかなければならない。このためには、地域の住民が、地域社会が自らの生活基盤であるとともに住民自身が地域の構成員であるという意識を培っていくことが重要である。このような意識を育てていく上で、地域住民による自主的な学習活動や社会参加活動が果たす役割は極めて大きい。今後の社会教育行政は、地域の課題を的確に捉えた学習活動の提供、ひとづくり、まちづくりなど地域に親しみを持てるような社会教育活動、住民相互の交流につながる社会教育活動の振興などに努める必要がある。また、地域社会はボランティア活動を含め、地域住民の経験、技術を活かせる場もある。豊かな社会体験や実務経験を有する高齢者や学習活動で実力を身に付けた地域の人材が、こうした社会教育活動の中で活躍できるようにすることも必要である。

なお、最近、青少年を巡る悲しい出来事が続いている。ゆとりのなさがもたらす青少年のストレス、倫理観の欠如、生命に対する認識の希薄化、青少年非行の低年齢化・凶悪化など、青少年を巡る諸問題は、大人社会の在り方や近時の青少年を取り巻く環境の変化と密接な関係にあり、抜本的な対策が必要であって、対症療法的な取組で解決できる問題で

はない。現在、本審議会において「青少年の生きる力を育む地域社会の環境の充実方策」について、また、中央教育審議会において「幼児期からの心の教育」について、別途審議が行われているところであり、こうした審議等の結果を踏まえて施策の充実を推進する必要がある。

4 地方分権・規制緩和の推進

地方公共団体が、地域の状況に即応した適切な社会教育サービスを住民に提供するためには、その自主的な判断の下に、住民の意思を十分に踏まえた事業を展開できる環境の整備が不可欠であり、規制の廃止、基準の緩和、指導の見直し等、地方分権を一層推進していく必要がある。

地域にはそこで生活する住民がいて、地域固有の課題や学習資源が存在する。そこで行われる社会教育としての取組は、それぞれの地域の歴史、風土、産業、人口構成などを反映して行われる。今後、地方公共団体が、地域の状況に応じた自主的な取組や地域住民の意思を十分に踏まえた事業を展開することができるよう、国の規制等の廃止ないしは緩和など、地方分権の一層の推進が求められている。

現在、地方分権推進委員会を中心に、政府全体として地方分権の推進に総合的に取り組んでいる。もともと戦後の社会教育行政制度は、地方分権の考え方方に立ち、また、公民館運営審議会の設置をはじめとして住民が社会教育施設の運営に参加する仕組みを持つなど、今日においても先進的な考えを持って整備されたものであるといえる。しかしながら、住民自治の考え方に基づく制度でありながら、その定め方が固定的・画一的であることもあって、住民参加の仕組みが形骸化したり、地域の特色が生かせなくなっている場合が少くない。地方公共団体が、自主的な判断の下、地域の状況に即応した適切な社会教育サービスを地域住民に提供するため、社会教育行政制度における規制の廃止、基準の緩和、指導の見直しなどの地方分権、規制緩和の観点から改革を積極的に進めることが必要である。

また、活力ある社会教育行政は、そこに暮らす住民の意思と責任において確保していくものであり、地域づくりへの住民の主体的な取組を促すためにも、その政策形成過程に地域住民の広範な参画を促進する必要がある。

なお、地方分権推進委員会の第2次勧告（平成9年7月）の中で、「必置規制の廃止・緩和とは、・・（略）・・現に地方公共団体で業務を行っている職員の職や行政機関等の廃止を推奨するものではない。むしろ必置規制の廃止・緩和が行われることにより、地方公共団体としては、より適切な形で職員や行政機関等を設置することができるようになるものである。」「必置規制が廃止・緩和されたとしても、地方公共団体が必要な行政サー

ビスの低下を招くようなことがあってはならず、職員や組織の硬直的な設置義務付けを見直し、柔軟な設置を可能とすることにより、それぞれ異なった社会経済条件、地理的条件の下に置かれている地方公共団体が地域の実情に最もふさわしい体制で行政サービスを提供することができるようになり、そのことが機動的で充実したサービスの提供、即ち行政の質の向上にもつながるものである。」と指摘していることは重要であり、特に留意する必要がある。

5 民間の諸活動の活発化への対応

民間の社会教育活動が活発化し、社会教育関係団体、民間教育事業者、ボランティア団体等が積極的な活動を行っている。これからの社会教育行政は、これら民間活動についての環境の整備や支援を行うとともに、ボランティア団体をはじめとするNPOを含め、民間団体との連携協力を進めることが必要である。

民間の社会教育活動が未発達な状況においては、社会教育行政が、住民の社会教育活動の先導的役割を果たしてきた。しかしながら、住民の学習ニーズが多様化、高度化する中、民間教育事業者等、社会教育分野における民間の諸活動が活発化しており、こうした民間活動を視野に入れ、それと連携しつつ社会教育行政を展開する必要がある。

特に都市部においては、民間教育事業が発達し、社会教育における重要な役割を占めるようになってきている。また、ボランティア活動も活発化するなど、社会教育活動の領域がこれまで以上に拡大している。従来、社会教育行政が行ってきた民間活動支援施策は、主として、社会教育関係団体に対する補助金や指導・助言というものであった。今後の社会教育行政にあっては、民間教育事業者、ボランティア団体をはじめとするNPO等とも幅広く連携協力を進めるとともに、これら民間活動がより一層活性化し、人々の学習活動をより豊かにする上で貢献しうるよう環境を整備していくことが必要である。

第3章 社会教育行政の今後の展開

第1節 地方分権と住民参加の推進

1 地方公共団体の自主的な取組の促進

地方公共団体が、地域の特性と住民ニーズに的確に対応した社会教育行政を展開するため、国の法令、告示等による規制を廃止・緩和する。また、地方公共団体の主体的な行政運営に資するよう、社会教育施設の運営等の弾力化を進める。

(1) 地方公共団体に対する法令等に基づく規制の廃止・緩和

○ 公民館運営審議会の必置規制の廃止と地方公共団体の自主的判断の反映

社会教育法第29条第1項の規定により、公民館に公民館運営審議会を置くこととされている。公民館運営審議会は、公民館の運営に住民の意思を反映するための組織であり、戦後の公民館の発展期において重要な役割を果たしてきた。しかしながら、住民の意思を反映させる方法については、公民館運営審議会が必ずしも十分に機能しているとはいえないところもあり、地方公共団体が地域の実情に応じてその反映方法を考え、決定できるようになることが、実質的にその趣旨をより徹底できるものと考えられる。また、同法第30条の規定により、公民館運営審議会の委員構成として、学校の代表者や、社会教育関係団体の代表者などが規定されており、結果的に選出範囲が狭くなり、男性に偏る傾向になるなど、地域の実情、住民の意思を踏まえた運営という観点からみて、これらの規定は、現時点では必ずしも適切とはいえない。

今後は、公民館運営審議会の設置を任意化することとし、その委員構成等についても地域の実情に応じて決めることができるよう弾力化するとともに、地方公共団体の自主的な判断の下に、公民館運営審議会以外の方法による住民の意思の反映の仕組みをも取りうるようにすることが適当である。

○ 公民館長任命の際の公民館運営審議会からの意見聴取義務の廃止

社会教育法第28条第2項の規定により、公民館長の任命に際して、事前に公民館運営審議会の意見を聞くことが義務づけられている。しかしながら、事前に公民館長という公務員の人事を公民館運営審議会にかけ、意見を聞くことは事実上困難を伴うという実情にあることや、上記のように公民館運営審議会の必置規制を廃止すること等にかんがみ、意見聴取義務を廃止することが適当である

○ 公民館の基準の大綱化・弾力化と公民館長、主事の専任要件の緩和

「公民館の設置及び運営に関する基準」（文部省告示）は、社会教育法第23条の2第

1項の規定に基づき定められている。この基準においては、公民館の設置運営に必要な基準として、必要な施設、設備、職員等が細かく規定されている。しかしながら、公民館は地域に密着した活動が求められる施設であり、画一的かつ詳細な基準を定めることは適当ではないことから、今後、こうした基準については、公民館の必要とすべき内容を極力大綱化・弾力化するよう検討する必要がある。

現在、同基準第5条第1項の規定において、公民館には専任の公民館長及び主事を置くことが定められている。公民館長や主事は、公民館の運営において極めて重要な役割を担っており、地域の実情を踏まえ、かつ視野の広い特色ある公民館活動を展開するためには、広く優秀な人材を館長及び職員に求めることが必要であり、基準の大綱化・弾力化を進める中で、この専任要件を緩和することが適当である。

○ 国庫補助を受ける場合の図書館長の司書資格要件等の廃止

図書館法第13条第3項に、国庫補助を受ける図書館においては、当該図書館長は司書となる資格等を有する者でなければならないと規定されている。また、同法第19条の規定により、国庫補助を受けるための最低の基準を文部省令（図書館法施行規則）で定めることとされており、同施行規則第2章において、図書館長の専任・有給要件、人口等に応じた図書の増加冊数、司書及び司書補の配置基準、建物の延べ面積基準が規定されている。

図書館長は図書館についての高い識見を持つことが求められるのはもとより当然であるものの、司書の資格は有していないが識見、能力から図書館長にふさわしいといえる人材を登用する場合も考えられる。また、館長の専任・有給要件、人口等に応じた図書の増加冊数、司書及び司書補の配置基準、建物の延べ面積基準については、国庫補助を受けるための最低の基準として規定されたものであるが、図書館の情報化や他の施設との連携、地域の実情に応じた多様な図書館サービスの推進等が求められていることなどから、法律に基づく一定の基準を設け、それに適合しなければ補助対象とすることができないとする制度は今日必ずしも適当とはいえない。以上の観点から、同法第13条第3項及び第19条、同施行規則第2章の規定は廃止することが適当である。

なお、同法第19条の規定を廃止することとの関連で、同法第18条に基づく公立図書館の望ましい基準の取扱いについて検討することが必要である。

○ 博物館の望ましい基準の大綱化・弾力化と公立博物館の学芸員定数規定の廃止

博物館法第8条の規定に基づき、博物館の望ましい基準として、昭和48年11月に「公立博物館の設置及び運営に関する基準」（文部省告示）が告示されている。同基準においては、必要な施設及び設備、施設の面積、博物館資料、展示方法、教育活動、職員等が定められている。このような基準を設けることにより、博物館の水準の維持向上が図られてきたが、既に本基準の制定後四半世紀がすぎ、博物館を取り巻く環境も大きく変化している。自然史博物館、科学博物館、美術館、水族館、動物園等、博物館の種類が多いことに加え、現在の博物館に求められる機能は、単なる収蔵や展示に止まらず、調査研究や

教育普及活動、さらには、参加体験型活動の充実など多様化・高度化している。こうした状況を踏まえると、博物館の種類を問わず、現行のような定量的かつ詳細な基準を画一的に示すことは、現状に合致しない部分が現れている。このため、現在の博物館の望ましい基準を大綱化・弾力化の方向で見直すことを検討する必要がある。

学芸員及び学芸員補は博物館にとって欠くことができない専門的職員であるものの、その配置基準については、博物館の種類、規模、機能等のいかんや地域の実情を問わず一律に定めることは適切でないことから、少なくとも現行の同基準第12条第1項の学芸員又は学芸員補の定数規定は廃止することが適當である。

(2) 社会教育施設の運営等の弾力化

○ 社会教育施設の管理の民間委託の検討

近年、博物館等の社会教育施設の管理を、地方自治法第244条の2の規定に基づき、地方公共団体出資の法人等に委託するケースがでてきている。文部省は、こうした委託について、社会教育施設運営の基幹に関わる部分については委託にはなじまないとして、消極的な立場をとっている。しかしながら、施設の機能の高度化や住民サービスの向上のためには、上記のような法人等に委託する方がかえって効率的な場合もあることや、施設の特性や状況が地域により様々であることから、今後、地方公共団体がその財政的基盤を保証した上で、社会教育施設の管理を適切な法人等に委託することについては、国庫補助により整備された施設を含め、地方公共団体の自主的な判断と責任に委ねる方向で検討する必要がある。

○ 図書館サービスの多様化・高度化と負担の在り方

近年の情報化の進展には目を見張るものがあり、社会のあらゆる領域に情報化が浸透しつつある。図書館についても、例えば、コンピュータネットワークを通じて、自宅にいながら図書館の提供する情報を得ることや、図書館において館の内外の様々な情報を得ることが可能になるなど、今後図書館の提供するサービスは多様化・高度化することが予想される。

一方、公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用についてはいかなる対価をも徴収してはならないと法定されているが、今後公立図書館が高度情報化時代に応じた多様かつ高度な図書館サービスを行っていくためには、電子情報等へのアクセスに係る経費の適切な負担の在り方の観点から、サービスを受ける者に一定の負担を求めることが必要となる可能性も予想される。

このようなことから、地方公共団体の自主的な判断の下、対価不徴収の原則を維持しつつ、一定の場合に受益者の負担を求めることについて、その適否を検討する必要がある。

○ 博物館設置主体に関する要件の緩和

博物館法でいう博物館、いわゆる登録博物館は、その設置主体が地方公共団体、民法法

人、宗教法人、日本赤十字社等に限定されており、またその施設の性格は社会教育施設であることから教育委員会の所管となっている。また、博物館法第29条に規定する博物館相当施設については、設置主体が、国、株式会社、学校法人、個人等である場合でも指定できるが、公立の博物館相当施設については、教育委員会所管の施設でなければ指定できないとする運用がなされている。しかしながら、美術館、動物園等については、首長部局で設置運営する例が増えてきていることなどから、首長部局所管のいわゆる博物館類似施設（博物館法上の登録博物館でも博物館相当施設でもない施設をいう。）を、博物館相当施設として指定する道を開き、教育委員会の専門的、技術的な支援を積極的に進めることが適当である。

さらに、大学等において充実した博物館施設が整備されつつあることや、学校教育と社会教育の連携を推進する観点から、学校法人が設置する施設等についても博物館として登録することができるようとするなど、博物館登録制度の在り方について検討する必要がある。

○ 司書等の資格取得における学歴要件の緩和

図書館法第5条の規定において、司書又は司書補となる資格を取得するための要件が定められているが、資格取得を拡大する方向で、学歴要件などの基礎要件の見直しを行う必要がある。現行では司書補となる資格の取得に当たり、高校卒業又は高等専門学校第3学年の修了を基礎要件として求めている（同条第2項第2号）が、大学入学資格検定合格等も司書補となる基礎要件となるように見直すべきである。また、司書の資格の取得に当たっては、司書補として実務経験を有する者以外は大学卒（短期大学卒等を含む。）を基礎要件として求めており、学位授与機構による学士の学位の取得等によっては司書となることができないが、これについても見直す必要がある。

2 社会教育行政における住民参加の推進

社会教育委員の制度を積極的に活用するほか、社会教育施設の運営をはじめとする社会教育行政に多様な方法により住民参加を求めることが必要である。また、女性の積極的な登用が必要である。

(1) 住民参加の推進

地方公共団体は、これまで以上に社会教育行政の政策形成過程に住民の意思を反映していくことが求められることから、社会教育委員の制度等を積極的に活用していくことが必要である。また、社会教育施設の運営は、それぞれの施設が地域の実情に応じた適切な仕組みを工夫し、その運営に住民参加を求めていくことが必要である。特に、社会教育活動

の多くを女性が担い、参加しているにもかかわらず、例えば、都道府県の社会教育委員の女性の割合は4分の1程度にとどまっている。今後、社会教育委員や社会教育施設の運営協議会等の委員に占める女性の比率を4割以上とすることを目指すなど、女性の積極的な登用が必要である。

(2) 社会教育委員の規定の見直し

社会教育法には、社会教育委員制度が規定されているが、社会教育行政の意思形成に対する民意の反映のため、社会教育委員の知識や経験等をこれまで以上に活用する必要がある。しかしながら、社会教育委員の構成規定から、学校の代表者や社会教育関係団体の代表者などが多く、結果として選出範囲が狭くなり、男性に偏る傾向にある。また、社会教育委員の委嘱期間の長期化や人物の固定化など弊害も指摘されていることから、地域の実情に応じ、多様な人材を社会教育委員に登用できるようにするために、委員構成、委嘱手続き等を定めた同法第15条の規定の見直しを行う必要がある。

(3) 図書館協議会の規定の見直し

図書館法には、図書館の運営に住民の意思を反映させるための機関として図書館協議会制度が規定されている。図書館協議会の委員についても、社会教育委員と同様、その構成規定から、学校の代表者や社会教育関係団体の代表者などが多く、結果として選出範囲が狭くなり、男性に偏る傾向にある。また、利用者の代表が委員になるケースは必ずしも多くないなど同協議会の形骸化も指摘されている。このため、地域の実情に応じ、多様な人材を図書館協議会の委員に登用できるよう、同法第15条に定める委員の構成規定の見直しを行う必要がある。

3 国・都道府県・市町村の取組

地方分権が進められる中、国・都道府県・市町村は新たな取組を求められる。住民の最も身近な社会教育行政を行う市町村は、住民参加の下、地域に根ざした行政を展開する必要がある。都道府県は、広域行政や市町村の連携を積極的に進める必要がある。国は、人材養成、学習情報の収集・提供、調査研究などに重点化する必要がある。

(1) 市町村の取組

市町村は、住民の最も身近な行政機関として、住民ニーズ等を的確に反映しうる立場から、地域の特性や住民ニーズに根ざした多様な社会教育行政を推進することが求められている。このため、社会教育行政の企画運営に住民参加を求めるとともに、住民の自主的な

社会教育活動を支援するため、学習情報提供や学習相談事業の充実を図っていくことがより重要となる。また、住民の生活圏の広域化や学習ニーズの高度化等に対応する社会教育行政が求められていることから、都道府県、市町村間の連携協力の促進を積極的に進めていかなければならない。なお、市町村教育委員会の事務を定めた社会教育法第5条の規定の見直しについても検討していくことが望まれる。

(2) 都道府県の取組

都道府県は、市町村事業との重複を避けつつ、市町村の社会教育行政の基盤となる、中核施設の運営、指導者の養成・研修、学習情報の提供、都道府県レベルの社会教育に関する諸計画の策定、モデル事業の実施等を行う必要がある。特に、広域連携のコーディネーター機能を充実し、各市町村の連携を促進していかなければならない。その際、都道府県と市町村が連携して、広域的な学習サービス提供のための体制を整備する必要がある。また、住民の活動範囲の広域化、学習の内容やレベルに対するニーズの多様化に対応し、広域的な学習情報の提供等の実施が重要である。

地方分権等に伴い、市町村の人口規模、財政力等により、その社会教育活動の活発化などの面で格差が拡がることが予想される。その場合、市町村の行政を補完・補充する立場から、人的交流等を含め多様な支援が求められる。また、社会教育行政の企画立案や円滑な実施に資するため、都道府県、市町村のもつ情報を相互に日常的に交換できるような体制の整備充実が求められる。なお、都道府県教育委員会の事務を定めた社会教育法第6条の規定については、現在では役割を終えた事項の削除を含め、規定の見直しについても検討していくことが望まれる。

(3) 国の取組

国は、これまで補助金の交付や地方交付税措置等を通じ、社会教育施設の整備充実、指導者の養成、社会教育事業の振興、社会教育主事の配置の支援等を行ってきている。今後は特に、社会教育指導者、学習活動・事業等に関する情報の蓄積に力を注ぎ、広く関係機関や国民に学習情報を提供するとともに、海外に対しても発信できるように努める必要がある。また、高度な学習事業や学習方法等の調査研究の開発・実施、先駆的なモデル事業の開発・実施、各地域の特性を生かした具体的な取組や参考になる国内外の先進事例を収集し提供していかなければならない。

また、社会教育主事をはじめとする社会教育の関係職員は、社会教育を支える重要な基盤であることから、企画立案能力や連絡調整能力等を備えた高度で専門的な人材としての研修・養成を行うことが重要であり、それらを一層充実していく必要がある。

第2節 地域の特性に応じた社会教育行政の展開

1 教育委員会における社会教育行政推進体制の強化

社会教育委員、社会教育主事の機能を強化すること、公民館の専門職員等の能力の向上を図ることにより、教育委員会及び社会教育施設における社会教育行政体制の強化を図る。

○ 社会教育委員の審議機能の強化

独任機関である社会教育委員は、教育委員会の会議に積極的に出席して意見を述べるとともに、会議体としての社会教育委員の会議の審議機能の強化を図る必要がある。社会教育委員の会議を活性化し、各種審議、提言活動などや、調査研究機能を強化するとともに、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設の運営の在り方についても、総合的な企画立案、提言等を行うなど、積極的かつ恒常的な活動が期待される。なお、都道府県においては、社会教育委員の会議と生涯学習審議会の役割や職務の分担、又は連携の在り方などについて、検討していくことが必要である。

○ 社会教育主事の新たな役割等

社会教育主事の職務は、社会教育法第9条の3の規定により、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与えるとされている。従来、市町村における社会教育行政は、公民館等における学級・講座の実施や団体・グループの育成に重点が置かれ、社会教育主事の指導、助言の対象もそのような分野において行われてきた。しかしながら、住民の学習活動は多様化・高度化し、住民にとっては、社会教育行政以外の、首長部局や民間から提供される学習機会も魅力的なものとなってきている。こうした、住民の学習活動の実態やニーズに対応するためには、社会教育事業の実施等の従来型の社会教育行政の範疇での指導・助言だけでは、広範な社会教育活動に対する総合的な支援ができなくなってきた。今後の社会教育主事は、より広範な住民の学習活動を視野にいれて職務に従事する必要がある。このため、社会教育活動に対する指導・助言に加え、様々な場所で行われている社会教育関連事業に協力していくことや、学習活動全般に関する企画・コーディネート機能といった役割をも担うことが期待されている。こうした業務に社会教育主事が積極的に従事していくため、同法第9条の3の社会教育主事の職務規定について、企画立案、連絡調整に関する機能を重視させることで見直すことについて検討する必要がある。

また、社会教育主事としての幅広い知識や経験は、学校教育や地域づくりにおいておおいに貢献しうるものであり、社会教育主事となる資格を有する職員を公民館、青少年教育施設、婦人教育施設等の社会教育施設に積極的に配置するとともに、学校、さらには、首長部局においても社会教育主事経験者を配置し、その能力を広く活用することが期待さ

れる。

○ 社会教育主事を通じた学社融合等の推進

現在、小・中・高校の教職員を社会教育主事に登用する場合が多い。教員出身者が社会教育主事として社会教育の実務を経験し、学校に戻った時に、社会教育行政で培った広い視野を持って学校の運営に当たることは、学校教育にとっても望ましいものであるとともに、学校教育と社会教育の連携の強化の上でも意義深いものである。また、学校から社会教育主事として登用された後、学校に戻るという一方通行型だけではなく、一度学校に戻って、再度社会教育行政の管理職等として戻ってくる、あるいは生涯学習、文化、スポーツ関係等幅広い分野にも登用されるような双方向型のキャリアシステムの採用が必要である。これにより、社会教育行政と学校等関係機関との連携が促進されるであろう。このような社会教育主事の経験等を有効に生かす人事システムの構築が期待される。また、学校教育行政と社会教育行政の中心的役割を果たす指導主事と社会教育主事との間においても、人事上や事業推進上の連携を進めていくことが求められる。

○ 社会教育主事の設置促進のための社会教育主事講習の見直し等

社会教育法第9条の2の規定により、教育委員会の事務局に、社会教育主事を置くとされ、また、社会教育法施行令の附則（昭和34年政令第157号）第2項の規定により、人口1万人未満の町村に対して、「当分の間」社会教育主事を置かないことができるとしている。本規定制定後約40年が経過した今日、未設置市町村は281市町村（平成8年10月1日現在）となっている。社会教育主事の役割は、生涯学習社会の構築を目指す上で、ますます重要となっており、社会教育主事の設置を促進するための環境整備が求められている。そのための一環として、社会教育主事の資格取得のための講習機会を大幅に拡充することが必要である。現在、社会教育主事講習は、国立教育会館社会教育研修所及び国立大学で行われているが、今後は、夏期以外の受講機会の拡充、受講場所の拡大、単位の分割取得制度及び単位互換制度の整備、さらには放送大学や通信教育を活用した在宅学習による受講、通信衛星等を使った社会教育主事講習の実施等を導入していくことが必要である。

また、市町村における社会教育主事の配置を促進するため、都道府県においては、地方交付税を活用し、派遣社会教育主事に関する所要の財源措置を図り、市町村の社会教育行政の体制整備を支援していくことが望まれる。

○ 公民館職員の資質向上

今後の公民館活動は、学級・講座の実施や団体・グループの育成のみならず、ボランティアの受け入れをはじめとした地域住民の学習成果を生かす場としての機能を果たすことや、学習情報の提供機能、さらには学習相談の機能を持つことも期待されている。社会教育行政において、公民館は、住民と日常的、恒常に接する社会教育の場であることから、学習機会の提供のみならず地域の課題の調査分析能力や住民ニーズを的確に把握する能力を

持つことが期待される。このためには、館長、主事等の公民館の職員が社会教育全般についての広範かつ専門的な知識と経験を持つようになることが大切であり、社会教育主事講習の受講等により社会教育主事となる資格を取得するなど、種々の研修機会を利用して専門性のある職員としての資質を向上させていくことが必要である。

2 地域づくりと社会教育行政の取組

住民が共同して行う地域づくり活動を支援するなど地域社会の活性化に向け、社会教育行政は重要な役割を持つ。今後の社会教育行政は、住民の個々の学習活動の支援という観点のほか、地域づくりのための住民の社会参加活動の促進という観点から推進する必要がある。

(1) 社会教育行政を通じた地域社会の活性化

地域社会の活性化に向け、社会教育行政は、地域住民が地域に根ざした活動を行えるような環境を創り出すことや住民が一体となって地域づくりをしていくような活動（地域共創）を支援していくことに取り組む必要がある。社会教育施設における、どちらかといえば受身の学習活動から、発信型の学習活動の支援、例えば、学習成果を生かしたボランティア活動の支援、地域社会というフィールドで行う実践的活動の振興、住民の交流促進などを積極的に推進していかなければならない。このためには、社会教育活動に関する情報の収集・提供や、地域の社会教育に関する人材情報の収集・提供等を推進するとともに、社会教育諸活動における地域の人材の登用、ボランティアが活躍できる場の開発を推進する必要がある。社会教育施設の運営に一層住民の参加を求めるについても、積極的に取り組んでみるべき課題である。今後の社会教育行政は、住民の学習活動の支援という観点とともに、地域づくりのための住民の社会参加活動の促進という観点を加味して推進する必要がある。

(2) 地域の人材が活躍するための社会教育主事となる資格の活用

地域には、勤労者や退職者を問わず、また性別や年齢も問わず、社会教育活動を実践・指導する資質を有する人材が豊富に存在する。こうした地域の人材が社会教育の場で活躍できる環境を整備しなければならない。例えば、民間から社会教育主事に積極的に登用したり、また、民間の人々が、社会教育指導員等非常勤の社会教育行政の専門家として活躍できるように工夫すべきである。このため広く社会人一般が、社会教育主事となる資格を取得できるよう、社会教育法第9条の4に規定する取得要件を弾力化の方向で見直すことを検討する必要がある。これに加え、社会教育主事設置のために設けられている社会教育

主事講習を、地方公務員以外の者でも受講しやすくする必要がある。社会教育主事講習は、生涯学習概論、社会教育計画等、社会教育に関する専門的な内容から構成されており、社会教育の分野で活躍する民間の人々にとっても有効な内容であるが、収容定員等の制約から地方公務員の受講を優先せざるを得ないという事情がある。今後は、広く社会教育主事講習を受講できるよう、その講習の在り方を改善していく必要がある。このため、同法第9条の5の規定に基づく社会教育主事講習等規程（文部省令）に定める社会教育主事講習の受講資格規定について見直しを行うとともに、社会教育主事講習の機会の大幅な拡大など、一般にも受講しやすい方法を導入していくことが必要がある。

(3) 地域の人材が活躍できる場としての社会教育施設

人々の学習活動が進むにつれ、その学習成果を地域で活用したいと希望する人が増えてきている。こうした人々が活躍する場として、社会教育施設が率先してその役割を果たすことが期待されている。公民館をはじめ、図書館や博物館等においてボランティア活動が盛んになってきていることは、そうした人々のニーズの現れである。しかしながら、多くの社会教育施設においては、ボランティアを受け入れる体制ができていない、受け入れのための事務が繁雑である、受け入れ予算がないなどを理由として、ボランティアの受け入れ等に消極的なものが見受けられる。

学習成果を生かす場が広がることは、学習者に達成感や充実感等の活力が生まれ、さらに学習意欲が増すという相乗効果が期待できるなど、生涯学習社会の構築にとって有効なものである。このような学習支援・社会参加支援は社会教育行政の重要な使命であり、社会教育施設は学習成果の活用の場としてその役割を果たしていかなければならない。

第3節 生涯学習社会におけるネットワーク型行政の推進

1 ネットワーク型行政の必要性

生涯学習社会においては、人々の学習活動・社会教育活動を、社会教育行政のみならず、様々な立場から総合的に支援していく仕組み（ネットワーク型行政）を構築する必要がある。社会教育行政は生涯学習振興行政の中核として、学校教育や首長部局と連携して推進する必要がある。また、生涯学習施設間や広域市町村間の連携等にも努めなければならない。

(1) ネットワーク型行政の必要性

人々の学習活動・社会教育活動は、様々な時間や場所において様々な方法で行われている。多様化する学習活動や学習ニーズに応え、生涯学習社会における社会教育行政を推進するためには、多様な機関間で多様なレベルの連携が不可欠である。学習者から見れば、学習サービスを誰が提供するかは、さして重要ではなく、それぞれの学習サービスが自分に合った内容や水準であり、かつ、低コスト、場所的・時間的にも都合がよいことなどが重要であるといえる。したがって、各機関は、その自らの特色や専門性を生かしつつ、相互に連携して住民に対する学習サービスを的確に行うようにしなければならない。

生涯学習社会においては、各部局の展開する事業や民間の活動が個別に実施されると同時に、こうした活動等がネットワークを通して、相互に連携しあうことが重要である。これからは、広範な領域で行われる学習活動に対して、様々な立場から総合的に支援していく仕組み（ネットワーク型行政）を構築していく必要がある。この意味で社会教育行政は、ネットワーク型行政を目指すべきであり、社会教育行政は生涯学習振興行政の中核として、積極的に連携・ネットワーク化に努めていかなければならない。

また、ネットワークを構築するためには、国、地方公共団体、大学・研究機関、民間団体等に存在する人・もの・情報等に関する学習資源を調査、収集し、その学習資源を効率的に活用できるようにすることが必要である。このため、国は、学習資源の開発を効率的に進めるため、地方公共団体間のネットワーク化を促進し、また、地方公共団体は、人々に直接学習資源を提供するだけではなく、ネットワーク参加機関、施設、団体等がそれぞれ役割を果たせるような環境を整備していくことが求められる。

(2) 生涯学習社会構築を目指した社会教育行政の法令上の位置づけの検討

生涯学習社会における社会教育行政は、前述したとおり、ネットワーク型行政の中核としての機能を果たすことが必要である。このような役割を効果的に果たしていくためには、社会教育行政が生涯学習社会の構築を目指すものであることを行政システムの中で明確に

していくことが求められており、社会教育法上の位置づけを含めて検討していく必要がある。

2 学校との連携

社会教育と学校教育とが連携することにより、子どもたちの心身ともにバランスのとれた育成を図ることが重要である。学校施設の開放等を進めることにより、地域社会の核としての開かれた学校をつくる必要がある。また、高度化する学習ニーズに対応するため、高等教育機関、国公立や民間の研究機関、企業との連携も不可欠である。

(1) 学校教育と社会教育の連携

子どもたちの生きる力を育むために学社融合の必要性がいわれ、様々な場面で取組が始まっているが、未だ学校教育と社会教育の連携は不十分といわざるを得ない。学校教育と学校外活動が相まって、子どもたちの心身ともにバランスのとれた育成が図られることとなる。昨今の子どもたちを巡る環境状況を考えると、早急に学社融合の実をあげていかなければならない。

地域社会の核としての開かれた学校をつくることや、学社融合の観点から、学校施設・設備を社会教育のために利用していくことが必要である。余裕教室等を利用するなど学校施設を社会教育の場に提供することにより、児童、生徒と地域社会との交流が深まり、地域社会の核としての開かれた学校が実現する。また、特に学校体育施設については、地域住民にとって最も身近に利用できるスポーツ施設であり、学校体育施設の地域社会との共同利用化を促進し、地域住民の立場に立った積極的な利用の促進を図ることも重要である。学校の運動場やプール、教室の開放等が盛んとなってきているが、学校開放に未だ慎重な学校もあるなど、学校により取組が異なっている。学校開放を進めるため、教育委員会が学校ごとに施設の管理や利用者の安全確保・指導に当たる人員の適切な配置、地域住民の協力を得た委員会の整備など必要な措置を講ずることが求められる。

こうした中で、学校の建替えに際し、地域住民の生涯学習活動の場としての活用を予定した設計を行うこと、また、地域住民のための高機能な生涯学習施設を整備し、これを学校教育に優先的に使わせることなど、非常に分かり易い学社融合のスタイルを施設の設置運営面から打ち出している例もあり、先駆的取組として評価できるものである。

(2) 高等教育機関等との連携

高度化した人々の学習ニーズに対応するためには、大学等の高等教育機関との連携が不可欠である。最近では、公開講座はもとより、科目等履修生制度の充実や夜間大学院の開

設等、社会人が大学の単位を取得したり、修士課程、博士課程を履修することができるなど、大学における社会人受入れのための取組が活発となっている。従来、教育委員会側からの高等教育機関との連携への働きかけは必ずしも活発ではないが、今後は連携を積極的に進めていく必要がある。これらを支援する上で国が果たすべき役割は極めて大きい。高等教育機関においても、地域社会の一員として地域における学習活動の振興のために、積極的に貢献していくことが期待される。また、今年から通信衛星により全国的に提供することになった放送大学の放送授業を公民館等社会教育施設において受信できるようにするなど、住民の学習活動の高度化のために積極的に活用していくことが期待される。さらに、国公立及び民間の研究機関や企業についても、専門的かつ高度な人材や施設設備など貴重な学習資源を有していることから、これらとの連携も有効である。

3 民間の諸活動との連携

社会教育関係団体、民間教育事業者、ボランティア団体をはじめとするNPO、さらには、町内会等の地縁による団体をも含め、社会教育行政は、これらとの新たにパートナーシップを形成していくことが必要である。

(1) 民間教育事業との連携

本来、社会教育行政は、人々のニーズに応じて、多様で豊かな学習の場を提供する観点から民間教育事業を支援すべきであり、民間が創意にあふれた活発な教育活動を展開できるような環境整備を図っていくことが重要である。社会教育行政が、これまでどちらかといえばその支援に消極的であった民間教育事業者に対して、今後は、例えば共催で事業を実施することや、社会教育施設を開放すること、さらには、住民に対して、民間の教育事業に関する情報を提供していくことなど積極的な対応が必要である。

特に、公民館等においては、民間教育事業者の活用についてこれまで消極的な姿勢がみられたり、また、民間で実施可能な事業を行政側の主催事業として行うことなど、民間と競合する面がみられるが、その協力方策につき検討する必要がある。公民館が、住民の意思を反映しつつ主催事業を展開する上で、民間教育事業者との連携協力を積極的に考えるべきである。

(2) 社会教育関係団体との連携

これまで社会教育関係団体は、民間の行う社会教育活動の中心として重要な役割を担ってきた。しかしながら、ボランティア団体をはじめとするNPOによる活動など、新たな団体の活動が盛んになっている。これまで、社会教育行政は、社会教育関係団体の活動を

重視し、奨励すべき活動に対して補助金を交付して支援する等、連携を密にとってきた。その結果、団体側も行政の支援を前提とした事業展開となり、本来の自立的な意識が希薄となったとの指摘もある。今後、社会教育関係団体は、それぞれの設立の趣旨・目的に沿った一層自立した活動の展開が求められる。社会教育行政は、社会教育法第11条及び第12条の規定の趣旨を踏まえ、社会教育関係団体、ボランティア団体をはじめとするNPO、さらには町内会等の地縁による団体をも含め、これらとの新たなパートナーシップ（対等な立場から相互に連携・協力しあう関係）を形成していくことが大切である。

4 首長部局等との連携

地域社会の活性化を通じた地域の教育力の活性化は社会教育行政の重要な課題である。地域の人材育成に責務を負う教育委員会と地域づくりに広範な責務を負う首長部局とが連携して、生涯学習、社会教育、スポーツ、文化活動を通じた地域の教育力の向上に取り組む必要がある。

人間形成の基盤が地域社会にあることを考えると、活力ある地域社会の構築、地域づくりは社会教育行政にとって極めて重要な意味を持っている。地域の人材育成に責務を負う教育委員会と地域づくりに広範な責務を負う首長部局とが連携してはじめて、生涯学習、社会教育、スポーツ、文化活動を通じた地域づくりと地域の教育力の再活性化が可能となる。青少年教育、男女共同参画社会の形成等の諸活動は、地域全体で取り組むものであり、それぞれの地域の実情に即して、教育委員会と他の部局が連携協力して推進していかなければならぬ。行政サービスの提供者がどの組織であるかは、住民にとって重要な意味を持たない。それぞれの部局が、その行政目的に応じた特徴ある様々な事業を行うことは好ましいものであり、問題があるとすれば、同種の事業が様々な部局で相互に連携されずに行われていることである。

例えば、男女共同参画の一層の推進のために、教育委員会は、男女の固定的な役割意識を改めるための学習や、女性のエンパワーメント（個々の女性が自ら意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在となること）を目指した学習を専門的な見地から支援することが必要である。一方、首長部局の女性担当部局では男女共同参画に関する広報活動等を行っており、教育委員会の婦人教育行政と首長部局の女性行政は、各専門部局がそれぞれのノウハウを生かした役割分担に従って施策を行いつつ相互に連携を図ることが効果的である。社会教育としての婦人教育を実施する教育委員会は、首長部局を通じて関係施策を行う他部局の情報を得ながら施策を進めていくことが必要である。特に、民間団体に対しては、首長部局と教育委員会が密接な連携を図り、それぞれの持つ

情報を提供するといった具体的な対応が不可欠である。

住民にとっての行政サービスの提供、充実という観点から、教育委員会と首長部局が積極的に連携協力していかなければならない。現行の社会教育法では、第7条、第8条に広報宣伝における協力、資料の提供等教育委員会と地方公共団体の長との関係が規定されているが、教育委員会が首長部局とさらなる連携を進める観点から、規定の在り方について検討していく必要がある。

5 生涯学習施設間の連携

社会教育施設間のみならず、首長部局が所管する各種の施設等との積極的な連携を促進し、住民にとって利用しやすい生涯学習施設のネットワークを構築していくことが必要である。このための恒常的な組織の設置が期待される。

生涯学習の拠点として様々な施設が設置されている。社会教育施設だけではなく、首長部局が所管する各種の施設においても、さらに民間や企業が持つ施設でも学習活動は行われている。学習者から見れば、各施設がそれぞれ特色を生かして魅力的な活動を行っていることと、それぞれの施設が連携していることが重要である。社会教育施設と学校施設を含めたその他の生涯学習施設との連携協力体制を構築し、住民にとって使いやすい魅力的な施設運営に努めるべきである。このためには、例えば生涯学習施設ネットワーク委員会ともいるべき連携のための恒常的な組織を設置し、施設間の連携を図るとともに、施設間における事業情報の相互交換、人材の共通活用、共同キャンペーン、事業の調整ができるようなシステムの一層の充実が必要となる。例えば、ある市においては、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設と学校、児童館、消費者センター、コミュニティーセンター等が連携して、各施設の実施事業の情報提供や学習プログラムの開発をするための共同事務局を設置して住民サービスを展開するなどの取組が行われている。こうした施設間の連携協力は、それぞれの施設の事業内容の充実、高度化にもつながるものとして参考に値する。

6 市町村の広域的連携

高度な社会教育行政サービスを実現するためには、事務処理の共同化をはじめ、市町村が広域的に連携することが有効であり、こうした連携を促進することが期待されている。

住民の活動範囲は広域化しているとともに、一つの市町村で、提供できるサービスは限定されている。例えば、小規模の町村では、単独で充実した博物館などを整備することは容易ではなく、市町村が広域的に連携して社会教育行政に取り組むことが有効かつ効率的である。連携の手法としては、一部事務組合等による事務処理自体の広域処理化や、各市町村が共催負担金を拠出し協力して事業を行い、事務局は持ち回りにするなどの方法がある。地方自治法上の規定により、公の施設の区域外設置や、区域外の住民の利用について、議会の議決が必要とされているが、住民ニーズに対応し、高度な社会教育サービスを提供するためには、サービス機能の広域的な連携協力に積極的に取り組むことを検討する必要がある。その例として、指導者の登録、情報提供の共同実施、施設職員の合同研修などがあげられる。また、市町村の連携協力には都道府県の支援が不可欠であり、各地域において、恒常的な連携組織を設置するなどの工夫が考えられよう。なお、平成10年度からは、文部省の広域学習サービスに関する補助制度が開始されることとなっており、広域連携への支援施策として期待される。

第4節 学習支援サービスの多様化

1 情報化時代の通信教育の在り方

社会通信教育は、生涯学習社会の実現に大きな役割を果たしてきているものの、現在の社会教育法の規定は郵便が情報伝達手段の中心であった時代に設けられたものであり、多様なメディアが急速に進展している情報化時代にふさわしい社会通信教育の在り方について検討する必要がある。

社会通信教育は、時間的、地理的な制約を受けることなく、いつでもだれもが学ぶことのできる学習機会として、生涯学習社会の実現に大きな役割を果たしてきているが、近年インターネット、衛星通信等の情報通信技術をはじめとした科学技術の急速な進展に伴い、これらの多様なメディアを活用することにより、情報化時代に対応した社会通信教育の発展が期待される。これらの多様なメディアを利用した通信手段やビデオテープ、CD-ROM等の映像・音声教材を効果的に活用することができるよう研究開発を促進することが必要である。

社会通信教育については、社会教育法第49条から第57条までに規定されているが、これらの規定は、郵便が情報伝達手段の中心であった時代に設けられたものである。このため、同法第50条第1項の定義等については、情報化に対応した今後の社会通信教育にふさわしい規定となるよう見直す必要があるかどうかを検討するとともに、社会教育上奨励すべき通信教育を文部大臣が認定する「文部省認定社会通信教育」についても、このような新しい技術を活用した社会通信教育を認定の対象とする等、社会通信教育の認定の在り方について検討することが必要である。

2 学習成果を評価するための技能審査の在り方

文部省認定技能審査制度は、学習の成果を社会的に評価するものとして、また、学習活動に励みを与えるものとして重要な役割を果たしている。技能審査の法令上の根拠を明確にするとともに、今後の在り方を検討することが必要である。

文部省認定技能審査制度は、青少年・成人が習得した知識・技能について、民間団体がその水準を審査・証明する事業のうち、教育上奨励すべきものを文部大臣が認定するものであり、現在、実用英語技能検定、日本漢字能力検定など25種目の技能審査が認定されている。この文部省認定技能審査制度は、学習の成果を社会的に評価するものとして、ま

た学習活動に励みを与えるものとして重要な役割を果たしており、学校教育の現場や就職の際にも活用されてきている。

一方、公益法人が独自に行っている審査等を各省庁が認定等することについては、その手続等に関する不透明性の改善が求められており、平成8年9月の閣議決定「公益法人に対する検査等の委託等に関する基準」では、各省庁が行う認定等が法令に基づくものであること、審査等を実施する公益法人は、法令によって指定されていることなどの要件を整えることが必要とされたところである。現在、文部省認定技能審査は、昭和42年10月に制定された「技能審査の認定に関する規則」（文部省告示）に基づき実施されているが、同閣議決定を踏まえ、その実施に関し、法令上の根拠を明確にすることが必要である。

併せて、認定する団体を原則一種目一団体とする現行の認定に当たっての運用の見直しを検討するとともに、実施団体における業務及び財務等に関する情報の公開の促進など、文部省認定技能審査がより適切に行われるための措置を講ずることを検討していくことが必要である。

3 マルチメディアの活用

マルチメディアの活用は、時間的・地理的制約を克服し、質の高い効率的な学習を可能にするものであり、マルチメディアを活用した新しい学習システムの開発や普及が望まれる。また、社会教育施設におけるコンピュータの整備や、操作に関する学習機会を充実させることが必要である。

今日、社会のあらゆる分野において情報化が浸透しているが、生涯学習の振興を図る上で、マルチメディアの活用は、時間的、地理的制約を克服し、勤労者や子育て中の人、身近に学習機会のない人にとって、より質の高い効率的な学習を可能にするものとして、また、障害者や高齢者等の学習機会へのアクセスを容易にするものとして期待されている。

放送大学は、テレビ、ラジオの放送メディアを効果的に活用した大学通信教育の実施機関として、広く国民に大学教育の機会を提供している。本年1月、これまで関東地域の一部に限定されていた放送対象地域が、通信衛星を利用した放送により全国へ広がったところである。また、生涯学習に関する情報の提供を充実させるため、全国的に生涯学習情報を提供する体制（まなびねっとシステム）の整備が、西暦2000年を目標に進められているなど、マルチメディアを活用した社会教育サービスの充実が図られているところである。

今後は、いつでもどこでも学習者のリクエストに応じた学習ができるシステムや、ISDN（音声、ファクシミリ、データ、映像等の情報を大量、高品質かつ経済的に伝送する

ことを可能としたデジタルネットワーク)、衛星通信を活用したテレビ会議システム等による遠隔学習の実施、さらには図書館、博物館等の有する学習素材をマルチメディアデータベース化して他の社会教育施設や学校等において活用できるようにするなど、マルチメディアの活用による新しい学習システムの開発・普及が望まれる。

一方、急速な情報化は情報リテラシー(情報及び情報伝達手段を主体的に選択し、活用していくための個人の基礎的な資質)の不足等情報システムにアクセスすることが困難な人々、いわゆる情報弱者を生み出す可能性がある。このため、様々な人々がコンピュータに慣れ親しみ、利用するために、社会教育施設におけるコンピュータの整備やコンピュータの操作に関する学習機会を充実させることなどが必要である。

現在、マルチメディアの活用については、社会教育分科審議会教育メディア部会において包括的に検討しているが、引き続き検討していくこととする。

4 青年学級振興法の廃止

勤労青年に教育的機会を付与するための青年学級振興法は、進学率の上昇等の社会の変化に伴い廃止することが適當である。ただし、青年に対する学習成果の評価等、その法律の精神については、引き続き継承していくことが期待される。

青年学級振興法は、勤労青年に教育の機会を付与するため昭和28年8月に制定されたものである。その後、進学率の上昇等によるそのニーズの低下、青年教室への予算措置などによる代替措置の充実等の社会の状況の変化に伴い、その存続意義が乏しくなってきておりことから、同法を廃止することが適當である。ただし、同法は、青年側から学級講座の開設を求めることができるなど、学習意欲のある者にその機会を与えるという趣旨を持つとともに、青年学級を受講したことが学習の成果として社会から評価されるなど、その法律の精神については、生涯学習社会の構築を目指す現在においても重要である。学習したい青年に対し学習機会や学習情報を確実に提供することやその学習成果の評価のためのシステムを構築することなど、青年学級の精神を継承した社会教育行政を開拓することが期待される。

参 考 資 料

- 1 諒問文
- 2 生涯学習審議会第4・2回総会における諒問に関する文部大臣説明
- 3 生涯学習審議会第4・2回総会における諒問に関する生涯学習局長補足説明（抄）
- 4 生涯学習審議会審議経過
- 5 生涯学習審議会委員名簿

諮詢文

次の事項について、理由を添えて諮詢します。

- 1 青少年の〔生きる力〕をはぐくむ地域社会の環境の充実方策について
- 2 社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について

平成9年6月16日

文部大臣 小杉 隆

(理由)

○諮詢事項1について

(中略)

○諮詢事項2について

社会教育行政は、戦後間もなく行われた社会教育法等の関係法令の整備以来、公民館、図書館等の社会教育施設の充実をはじめ着実に進展してきたところであるが、制度発足以来、50年近くを迎えようとしている今日、社会の変化に伴う行政ニーズの多様化、複雑化や生涯学習社会の進展等の新たな状況に対応した社会教育の推進が求められている。

特に、公民館、図書館等社会教育施設に係る現行制度等に関しては、地方分権を推進していく観点からの種々の指摘もなされているところである。

このような状況を踏まえ、社会教育関係法令の見直しを含め、地方公共団体の自主性を一層生かした今後の社会教育行政の在り方について検討する必要がある。また、これに関連し、社会の変化に対応した社会教育の推進のための具体的方策について検討する必要がある。

生涯学習審議会第42回総会における諮問に関する 文部大臣説明

平成9年6月16日

1. 第4期生涯学習審議会の発足にあたり、一言御挨拶を申し上げます。皆様方には、お忙しいところ、本審議会への御就任を快くお引き受けいただき、誠にありがとうございます。
2. この生涯学習審議会は、生涯学習の振興に資するための施策に関する重要事項を幅広く御審議いただく審議会であります。平成2年8月に発足した第1期審議会から第3期審議会までを通じて貴重な御提言をいただき、これらを踏まえ、文部省では施策の積極的な推進に努めてきたところであります。
3. この間「生涯学習」という言葉は広く我が国社会に定着し、人々の学習活動は一層活発になってきております。しかし、全体的には、生涯学習社会の実現に向けての取組は、まだ緒についたばかりの状況であります。21世紀に向けて、我が国社会の発展を支える国民一人一人の能力を生涯にわたり最大限発揮できるようにするための関係施策の充実が、依然、強く求められております。
このような状況を踏まえ、本期審議会においては、次の3つの事項について御審議いただきたいと考えております。
4. まず、諮問事項1の「青少年の〔生きる力〕をはぐくむ地域社会の環境の充実方策について」であります。

(中略)

5. 次に、諮問事項2の「社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について」であります。
社会教育行政につきましては、戦後間もなく、社会教育法などをはじめとする関係法令が制定されて以来、人々の学校外の学習活動の基盤である公民館、図書館等の社会教育施設の充実や社会教育指導体制

の整備など、着実にその進展をみたところであります。

しかし、制度発足以来50年近くを迎えるとしている中で、社会の変化に伴う行政ニーズの多様化、複雑化や生涯学習社会の進展等の新たな状況に対応した社会教育行政の推進が求められております。

特に、公民館、図書館等の社会教育施設に係る制度や社会教育指導体制の在り方については、地方分権を推進していく見地から種々の指摘がなされているところであります。

これらを踏まえ、社会教育関係法令の見直しを含め、地方公共団体の自主性を一層生かした社会教育行政の在り方について検討していただく必要があると考えます。なお、これに関連して、社会の変化に対応した今後の社会教育の推進のための具体的方策についても御検討をお願いしたいと思います。

6. 今一つの審議事項は、「生涯学習の成果を生かすための方策について」であります。

(中略)

7. ただいま申し述べました3つの審議事項は、いずれも緊要なものであり、御審議に当たっては、テーマ別に委員会を設けていただいたり、社会教育分科審議会で集中的に審議するなど、機動的、弾力的な方途で、自由闊達に御審議をお進めいただければと存じます。

8. 委員各位におかれましては、御多忙のところ恐縮に存じますが、なにとぞ格別の御協力を賜りますようお願い申しあげます。

生涯学習審議会第42回総会における諮問に関する 生涯学習局長補足説明（抄）

平成9年6月16日

2 「社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について」

この諮問事項については、地方分権推進委員会における検討の動向や今後の政府全体の地方分権推進のスケジュールを踏まえ、御審議いただく必要があり、まずは、社会教育分科審議会において専門的に御検討いただき、具体的方策をまとめ、生涯学習審議会としての成案を平成9年度中にはいただきたいと考えている。具体的な検討項目として、例えば、次のような点をお願いしたいと考えている。

○ 今後の社会教育施設の運営体制の在り方

地方公共団体の自主性を一層生かした社会教育行政の推進を図るため、公民館、図書館等の社会教育施設の関係法令の見直しの方向を含め、今後の社会教育施設の運営体制の在り方について御審議いただきたい。

○ 今後の社会教育指導体制の在り方

社会教育行政の一層の活性化を図るため、社会教育主事や社会教育委員制度を含めた今後の社会教育指導体制の在り方について御審議いただきたい。なお、その際、民間指導者・ボランティアの養成・活用の具体的方策も合わせて御審議いただきたい。

○ その他、社会の変化に対応した今後の社会教育推進上の課題

人々のニーズの多様化や国際化・情報化・高齢化等の社会の変化に対応する観点から、例えば、首長部局・関連機関等と連携・協力した社会教育事業の展開や長寿社会に対応した社会教育の在り方など、今後の社会教育の推進上の課題について御審議いただきたい。また、青年学級振興法に関して、社会の変化に対応する観点からの見直しについても御審議いただきたい。

生涯学習審議会審議経過

- 平成9年6月16日(月) 第42回生涯学習審議会総会
15:00~17:00
・ 諒問等
- 平成9年6月24日(火) 第15回社会教育分科審議会
10:00~12:00
・ 諒問について等
- 平成9年7月29日(火) 第28回計画部会①
10:00~12:00
・ 自由討議等
- 平成9年9月9日(火) 第29回計画部会②
15:00~17:00
・ 自由討議等
- 平成9年9月30日(火) 第30回計画部会③
14:00~16:00
・ 自由討議等
- 平成9年10月6日(月) 第31回計画部会④
14:00~17:00
・ ヒアリング
(群馬県、岩手県普代村、川崎市、東広島市、福岡県吉井町)
- 平成9年10月20日(月) 第32回計画部会⑤
14:30~17:30
・ ヒアリング
(兵庫県、(財)日本博物館協会、(社)日本図書館協会、全国カルチャー民間事業協議会)
- 平成9年10月27日(月) 第33回計画部会⑥
14:00~17:00
・ ヒアリング
(社)全国公民館連合会、(社)全国子ども会連合会、日本青年団協議会、全国地域婦人団体連絡協議会、(社)全国社会教育委員連合)
- 平成9年11月4日(火) 第34回計画部会⑦
10:00~13:00
・ 自由討議等
- 平成9年11月18日(火) 第35回計画部会⑧
10:00~13:00
・ 自由討議等
- 平成9年11月27日(木) 第36回計画部会⑨
10:00~13:00
・ 自由討議等
- 平成9年12月9日(火) 第37回計画部会⑩
10:00~13:00
・ 骨子の検討等
- 平成9年12月25日(木) 第38回計画部会⑪
14:00~16:00
・ 骨子の検討等
- 平成10年2月23日(月) 第39回計画部会⑫
13:00~15:30
・ 「中間まとめ案」討議等
- 平成10年3月6日(金) 第40回計画部会⑬
10:00~13:00
・ 「中間まとめ」とりまとめ等
- 平成10年3月10日(火) 第16回社会教育分科審議会
10:00~13:00
・ 「中間まとめ」討議等
- 平成10年3月23日(月) 第17回社会教育分科審議会
14:00~16:00
・ 「中間まとめ」とりまとめ等
- 平成10年3月30日(月) 第43回生涯学習審議会総会
15:00~17:00
・ 「中間まとめ」報告等

生涯学習審議会委員名簿

(平成10年3月23日現在)

荒巻 祐一	京都府知事
飯田 宗映	富山県教育委員会教育長
石塚 貢	科学技術会議議員
井内 慶次郎	財団法人日本視聴覚教育協会会长
生内 玲子	評論家
大野 重男	社団法人中央青少年団体連絡協議会会长
大森 厚	学校法人中央工学校理事長
岡野 俊一郎	国際オリンピック委員会委員
○奥島 孝康	早稲田大学総長
川村 皓章	財団法人日本レクリエーション協会副会長
木村 孟	前東京工業大学長
坂口 美代子	坂口電熱株式会社代表取締役社長
塩谷 稔	日本電子総合サービス株式会社代表取締役社長
杉山 富栄	社団法人日本PTA全国協議会評議員
中村 紘子	ピアニスト
南雲 光男	日本商業労働組合連合会会长
浜口 義暎	日本中央競馬会理事長
原 ひろ子	お茶の水女子大学ジェンダー研究センター教授
福川 伸次	株式会社電通総研代表取締役社長兼研究所長
邊見 正和	財団法人日本海洋レジャー安全・振興協会理事長
松下 直子	全国地域婦人団体連絡協議会事務局長
矢澤 富太郎	太田昭和監査法人会長
山谷えり子	サンケイリビング新聞編集長
山本 恒夫	筑波大学教授
◎吉川 弘之	日本学術会議会長
若林 之矩	労働福祉事業団理事長
渡辺 弘	東京都台東区立上野中学校長

(◎印：会長、○印：副会長)

生涯学習審議会社会教育分科審議会委員・特別委員名簿

(平成10年3月23日現在)

【委 員】

荒 卷 穎 一	京都府知事
飯 田 宗 映	富山県教育委員会教育長
◎井 内 慶次郎	財団法人日本視聴覚教育協会会长
大 野 重 男	社団法人中央青少年団体連絡協議会会长
大 森 厚	学校法人中央工学校理事長
岡 野 俊一郎	国際オリンピック委員会委員
○木 村 孟	前東京工業大学長
杉 山 富 栄	社団法人日本P T A全国協議会評議員
中 村 紘 子	ピアニスト
松 下 直 子	全国地域婦人団体連絡協議会事務局長
山 谷 えり子	サンケイリビング新聞編集長
山 本 恒 夫	筑波大学教授
渡 辺 弘	東京都台東区立上野中学校長

【特別委員】

明 石 要 一	千葉大学教授
天 野 正 子	お茶の水女子大学教授
興 榎 寛 蔵	社団法人日本青年奉仕協会理事
齋 藤 哲 哉	全国公共図書館協議会会长
坂 元 昂	メディア教育開発センター所長
佐 藤 洋 子	東京都豊島区立男女平等推進センター所長
嶋 崎 藤 雄	社団法人全国公民館連合会理事
角 替 弘 志	静岡大学教授
中 川 志 郎	茨城県自然博物館長
中 野 照 海	国際基督教大学教授
永 野 重 史	放送大学教授
那須野 隆 一	日本福祉大学教授
村 岡 兼 幸	前社団法人日本青年会議所会頭
望 月 哲太郎	つくば国際大学長

(◎印: 分科会長、○印: 分科会長代理)

生涯学習審議会社会教育分科審議会計画部会 委員・特別委員・専門委員名簿

(平成10年3月23日現在)

【委 員】

荒 卷 穎 一	京都府知事
飯 田 宗 映	富山県教育委員会教育長
大 野 重 男	社団法人中央青少年団体連絡協議会会长
松 下 直 子	全国地域婦人団体連絡協議会事務局長
山 谷 えり子	サンケイリビング新聞編集長
○山 本 恒 夫	筑波大学教授

【特別委員】

明 石 要 一	千葉大学教授
天 野 正 子	お茶の水女子大学教授
興 桶 寛 寛	社団法人日本青年奉仕協会理事
齋 藤 哲哉	全国公共図書館協議会会长
佐 藤 洋 子	東京都豊島区立男女平等推進センター所長
嶋 崎 藤 雄	社団法人全国公民館連合会理事
角 替 弘 志	静岡大学教授
中 川 志 郎	茨城県自然博物館長
那須野 隆 一	日本福祉大学教授
望 月 哲 太 郎	つくば国際大学長

【専門委員】

青 山 孝 行	埼玉県桶川市教育委員会教育長
宇田川 勝 之	国立教育会館社会教育研修所長
梶 田 美 春	国立教育研究所生涯学習研究部長
佐 藤 義 則	神奈川県教育委員会生涯学習部生涯学習課長
二 宮 操 一	全国民間カルチャ一事業協議会代表幹事

(○印：部会長)

福岡県公民館大会年表

資料2

大 会	日 時	開 催 地	大 会 主 題	全体討議テーマ
第1回	昭和28年1月	県社会教育会館		
第2回	昭和29年4月	八幡市		
第3回	昭和29年11月 19日～20日	筑紫郡二日市町 中央公民館	社教法5周年、青振法1周年を記念し公民館・青年学級の重要な諸問題を研究討議し、具体策を探り、既に展開している生活自立運動の促進を期す。	公民館の振興はいかにあるべきか—社会教育の反省と将来
第4回	昭和30年11月 21日～22日	大牟田市中央公民館	戦後10年間の公民活動を反省し、困難な諸問題について徹底的な研究協議を行い、具体的振興策を樹立すると共に生活自立運動の推進を期す。	赤字財政下の公民館をいかに振興するか。
第5回	昭和31年10月 25日	飯塚市中央公民館	公民館を社会教育機関として整備強化し、勤労青少年教育の振興事業の効率化・総合化・大衆化をはかり、新生活運動の促進を期す。	公民館の現状はこのままでよいか。
第6回	昭和32年10月 19日	豊前市八屋中学校	地方財政の窮迫や町村合併のなかで、公民館の組織運営を強化し、特に分館施設の整備と活動の活発化をはかる。	新生活運動の反省と今後の推進方策について
第7回	昭和34年11月 21日～22日	福岡市中央公民館	社教法施行10周年を記念し、公民館10年の歩みを顧み新しい時代に即応する公民館のあり方と振興方策の研究	公民館10年の歩みとこれから公民館
第8回	昭和35年10月 3日～4日	大川市市民会館	公民館運営の科学化・技術化を促進し、地域の社会教育センターにふさわしいものとするために設置基準に即して、当面する問題の研究	地域の社会教育センターとしての公民館の整備を計画的に推進するにはどうしたらよいか。
第9回	昭和36年6月 3日～4日	直方市公会堂	地域社会の文化センターとして住民の実生活に即する社会教育の総合的推進に寄与する公民館活動と経営のあり方を求めて	地域の社会教育を総合的に推進するにはどうしたらよいか。
第10回	昭和37年5月 13日～14日	行橋市行橋小学校	楽しく学び、豊かな暮らしと文化をつくるために公民館はどうしたらよいか	青少年が楽しく学び健やかに成長するために公民館はどうしたらよいか。
第11回	昭和38年5月 25日～26日	北九州市戸畠区 文化ホール	住みよい地域社会に豊かな生活文化をつくる	新しい地域社会の建設と生活文化の向上発展に資するためには公民館はいかにあるべきか。
第12回	昭和39年5月 31日～6月1日	福岡市市民会館	ひとりひとりの生活をよくし、豊かな市民性を育てるために公民館はどうしたらよいか。	公民館への期待—とくに市民性の向上を中心として—
第13回	昭和40年5月 23日～24日	筑後市市民会館	変貌する社会における住民の社会教育活動を振興するための公民館の役割	地域住民の生活文化を高めるために果すべき公民館の役割は何か。
第14回	昭和41年5月 24日～25日	田川市体育館	住民の創造的生活の確立をめざす自主的な学習活動を育てよう。	住民の創造的生活の確立のために (分科会テーマ)

大 会	日 時	開 催 地	大 会 主 題	全体討議テーマ	
第15回	昭和42年5月 14日～15日	豊前市市民会館	今日の生活をみつめ、明日の生活を築くための公民館の役割とそのための施設設備の充実と配置のあり方	地方自治と住民の学習 (記念講演)	
第16回	昭和43年5月 28日～29日	北 九 州 市 八 幡 市 民 会 館	公民館の近代化と新しい活動の課題を求めて	社会生活の都市化と公民館の課題 (記念講演)	
第17回	昭和44年5月 31日～6月1日	太宰府町九州学園 福岡女子短大	急激な社会構造の変化に対処し得る人間づくりと新しい地域形成のための住民の教育機関としての公民館の新しいあり方と役割	これからの新しい公民館のあり方と役割 (記念講演)	
第18回	昭和45年5月 26日～27日	久留米市市民会館	未来をひらくための学習と公民館のあり方を考えよう	公民館の理想と現実	
第19回	昭和46年5月 25日～26日	飯 塚 市 文 化 セン タ ー	住民の学習にこたえられるための公民館の施設設備を充実し、職員体制を整備し、市民社会を育てるための教育をすすめよう。	岐路にたつ70年代の選択 (記念講演)	
第20回	昭和47年7月 6日～7日	行橋市市民会館	住民の日常的学習要求に応じる公民館体制の確立と今日的役割を考え、また新しい地域社会(コミュニティ)形成のための公民館活動のあり方を考える	明日を創る公民館の新路線 (記念講演)	
第21回	昭和48年5月 30日	福岡市立少年文化会館ホール	生活に根ざす公民館活動の創造と前進	生活に根ざす住民の教育要求にこたえるための公民館の役割 (シンポジウム)	
第22回	昭和49年6月 6日	(八 女 市) 市 町 村 会 館	魅力ある公民館の創造と前進	住民にとって公民館とは何か	
第23回	昭和50年6月 1日	直方市民会館	豊かな地域づくりをめざす公民館の役割	コミュニティの形成と公民館 これからの公民館経営	
第24回	昭和51年6月 3日	豊 前 市 民 会 館	住民の生活を高めるための公民館事業のあり方を考える	住民の求めに応ずる公民館事業のあり方 住民の生活を高めるための公民館事業	
第25回	昭和52年9月 22日	北九州市小倉南市民センター	住民の学習要求に応えるための公民館のあり方を考える	分 科 会 (9) 講 演	これからの社会教育
第26回	昭和53年7月 5日	太宰府勤労者体育センター	地域住民の学習要求に応えるための具体的な公民館のあり方を考える	分 科 会 (8) 講 演	地域と社会教育
第27回	昭和54年7月 3日	大 川 市 文 化 セン タ ー	多様化する地域住民の学習要求に応えるための公民館のあり方を考える	分 科 会 (8) 講 演	地域が育てる児童文化
第28回	昭和55年6月 12日	中 間 体 育 文 化 セン タ ー	地域住民の実際生活に即した公民館の在り方について	パ ソ ル 討 議 講 演	地域住民の実際生活に即した公民館の在り方について

大 会	日 時	開 催 地	大 会 主 題	全体討議テーマ	
第29回	昭和56年 6月 30日	行橋市民会館	公民館が果たすべき今日的意義と役割を考える	講 演 シンポジウム(3)	青少年をとりまく諸問題に対処する社会教育
第30回	昭和57年 6月 9日	北 九 州 市 小倉市民会館	住民が主体となる公民館の在り方を考える	講 演 分科会(8)	住民が主体となる公民館の在り方を考える
第31回	昭和58年 8月 9日	福岡県立福岡勤労 青少年文化センター	「住民の実際生活に即した公民館の役割と機能を考える」—今、公民館は地域住民とともに何をしなければならないか—	講 演 分科会(9)	「現代の青少年問題を考える」—思いやりのある社会づくりのために—
第32回	昭和59年 6月 22日	甘木文化会館	生涯教育の視点に立った公民館経営の在り方を考える	講 演 パネル討議(3) 分科会(2)	ニューメディア時代を考える
第33回	昭和60年 6月 13日	飯塚文化センター	生涯教育推進に拠点になる公民館のあり方を考える	講 演 分科会(8)	生涯教育の推進と公民館の役割
第34回	昭和61年 5月 30日	豊前市体育館	生涯学習を推進する公民館の役割・機能を考える	講 演 分科会(7)	生涯学習と放送
第35回	昭和62年 8月 6日	北 九 州 市 立 小倉市民会館	生涯学習を推進する公民館の役割・機能を考える	講 演 分科会(7)	「豊かな心を育てる地域社会の役割」
第36回	昭和63年 7月 27日	福岡県立福岡勤労 青少年文化センター	生涯学習社会の形成をめざす公民館のあり方を考える	講 演 分科会(7)	「生涯学習社会における公民館の役割」
第37回	平成 2 年11月 21日	筑紫野市文化会館	生涯学習社会のめざす公民館のあり方を考える	講 演 シンポジウム(1) 分科会(4)	生涯学習社会における公民館の役割
第38回	平成 3 年 7月 31日	直方市民会館	生涯学習時代に対応する公民館活動のあり方	講 演 分科会(5)	地域に根ざした公民館活性化の提言
第39回	平成 4 年 7月 30日	久 留 米 市 石橋文化センター	生涯学習時代に対応する公民館活動のあり方	講 演 分科会(5)	学校週5日制……公民館はどうする!!
第40回	平成 5 年 9月 17日	大 牟 田 市 大牟田文化会館	生涯学習時代に対応する公民館活動のあり方	講 演 分科会(5)	ボランタリズムの心
第41回	平成 6 年 7月 29日	田 川 市 田川文化センター	住民とともに生涯学習社会を目指す公民館の学習・交流活動の在り方	講 演 分科会(5)	生涯学習社会における公民館の役割
第42回	平成 7 年 8月 3日	行 橋 市 民 会 館	住民とともに生涯学習社会を目指す公民館の学習・交流活動の在り方	講 演 分科会(5)	公民館を元気に未来的にしよう!! —“愛されるため”の魅力アップ…インテリジェント化—
第43回	平成 8 年 8月 7日	北 九 州 市 小倉市民会館	住民とともに生涯学習社会を目指す公民館の学習・交流活動の在り方	講 演 分科会(5)	生涯学習時代における公民館 —粹な生き方と学衆国づくり—

公民館 総合補償制度

行事傷害補償
賠償責任補償
職員災害補償

公民館のあたか・経営の活性化へつながる制度です。

- 制度の問い合わせ・取扱いセンター
0120-42-2324 (電話料金無料)
- 株式会社 **公民館補償センター**
〒150-0001 東京都渋谷区神宮前5-38-10
- 制度提供 社団法人 **全国公民館連合会**
- 制度提携保険会社 安田火災海上保険株

